

## 令和5年第2回ニセコ町議会定例会 第1号

令和5年3月7日（火曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 令和5年度町政執行方針
- 6 令和5年度教育行政執行方針
- 7 令和4年発議第6号 健康保険証廃止の見直しを求める意見書案  
(総務常任委員会報告)
- 8 議案第 1号 ニセコ町個人情報の保護に関する法律施行条例  
(提案理由の説明)
- 9 議案第 2号 ニセコ町情報公開・個人情報保護審査会条例  
(提案理由の説明)
- 10 議案第 3号 ニセコ町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例  
(提案理由の説明)
- 11 議案第 4号 ニセコ町手数料徴収に関する条例の一部を改正する条例  
(提案理由の説明)
- 12 議案第 5号 ニセコ町介護予防及び生活支援事業条例の一部を改正する条例  
(提案理由の説明)
- 13 議案第 6号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
(提案理由の説明)
- 14 議案第 7号 ニセコ町印鑑条例の一部を改正する条例  
(提案理由の説明)
- 15 議案第 8号 令和4年度ニセコ町一般会計補正予算  
(提案理由の説明)
- 16 議案第 9号 令和4年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計補正予算  
(提案理由の説明)
- 17 議案第10号 令和5年度ニセコ町一般会計予算  
(提案理由の説明)
- 18 議案第11号 令和5年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計予算  
(提案理由の説明)
- 19 議案第12号 令和5年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計予算

(提案理由の説明)

20 議案第13号 令和5年度ニセコ町簡易水道事業特別会計予算

(提案理由の説明)

21 議案第14号 令和5年度ニセコ町公共下水道事業特別会計予算

(提案理由の説明)

22 発議第 1号 ニセコ町議会個人情報の保護に関する条例

(提案理由の説明)

○出席議員（10名）

1番 篠原正男	2番 木下裕三
3番 高瀬浩樹	4番 榊原龍弥
5番 斉藤うめ子	6番 浜本和彦
7番 小松弘幸	8番 高木直良
9番 青羽雄士	10番 猪狩一郎

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	片山健也
副町長	山本契太
会計管理者	加藤紀孝
総務課長	福村一広
防災専門官	青田康二郎
企画環境課長	高瀬達矢
税務課長	鈴木健
町民生活課長	富永匡
保健福祉課長	桜井幸則
農政課長	中川博視
農業委員会事務局長	
農政課参事	山田浩二
国営農地再編推進室長	石山智
商工観光課長	齊藤徹
商工観光課参事	三上進
都市建設課長	黒瀧敏雄
都市建設課参事	橋本啓二
上下水道課長	石山康行

総務係長	樋口範幸
財政係長	浅井理登
教育係長	片岡辰三
学校教育課長	阿部信幸
町民学習課長	中村正人
こども未来課長	淵野伸隆
学校給食センター長	三橋公一

○出席事務局職員

事務局長	前原功治
書記	佐藤秀美

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（猪狩一郎君） ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、これより令和5年第2回ニセコ町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（猪狩一郎君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（猪狩一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において3番、高瀬浩樹君、4番、榊原龍弥君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（猪狩一郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月16日までの10日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月16日までの10日間に決しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（猪狩一郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、山本契太君、会計管理者、加藤紀孝君、総務課長、福村一広君、防災専門官、青田康二郎君、企画環境課長、高瀬達矢君、税務課長、鈴木健君、町民生活課長、富永匡君、保健福祉課長、桜井幸則君、農政課長農業委員会事務局長、中川博視君、農政課参事、山田浩二君、国営農地再編推進室長、石山智君、商工観光課長、齊藤徹君、商工観光課参事、三上進君、都市建設課長、黒瀧敏雄君、都市建設課参事、橋本啓二君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、樋口範幸君、財政係長、浅井理登君、教育長、片岡辰三君、学校教育課長、阿部信幸君、町民学習課長、中村正人君、こども未来課長、淵野伸隆君、学校給食センター長、三橋公一君、以上の諸君です。

次に、お手元に配付したとおり、監査委員から例月出納検査の結果報告3件と令和4年度定例監査の結果報告を受理しております。また、沖縄県宜野湾のコードソラ代表、与那城千恵美から「日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情」外3件を郵送により受理しております。それらの内容は、お手元に配付したとおりで

す。

次に、12月定例会以降の議長及び副議長の動静について報告します。その内容は、別紙報告書のとおりです。

以上をもって諸般の報告を終わります。

#### ◎日程第4 行政報告

○議長（猪狩一郎君） 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

町長、片山健也君。

○町長（片山健也君） おはようございます。第2回ニセコ町議会定例会に当たって、行政報告を申し上げます。本議会、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、行政報告書、令和5年3月7日提出、ニセコ町長、片山健也。

行政報告書をおめくりいただきまして、総務課の関係であります、ニセコ町開町120周年の感謝状贈呈式を2月23日、ニセコ町民センターで開催させていただいております。

次に、2として後志町村会等の大会、定期総会等、記載のとおりとなっております。

また、その下、特殊財政需要要望ということで1月24、25、後志あるいは北海道知事に対して除排雪経費の支援、それと地域医療、救急医療含めてこれらの対策の増強について依頼をしております。また、昨年度も相当多い豪雨災害がありまして、これらで後志の町村、困窮しておりますので、これらに対する支援ということで、特殊財政需要に関しての要望活動を行っております。

その下、一番下のほうであります、3として羊蹄山麓町村長会議、2月17日開催しております。この中で京極町の梅田町長を中心として、支笏洞爺国立公園の中に羊蹄または羊蹄山という言葉を入れるということで、その可能性について関係自治体全てを、支笏洞爺国立公園内の関係自治体の合意を既に、口頭であります、もらったということで、正式に今後環境省に対して支笏洞爺羊蹄もしくは支笏洞爺羊蹄山国立公園というふうに名称変更を会としてお願いをしていくということで決定をし、この後志町村会含めて輪を広げていきたいというふうに考えているところであります。以下、農林水産省の農村振興局農村政策部長であるとか、あるいは農林水産省の北海道の農政事務所の所長さんに近年の農村を取り巻く状況についてご講演をいただいたところでございます。

次のページ、2ページ目であります、後志広域連合の各会議、記載のとおりとなっております。中ほどにありますが、第3回後志広域連合会議、その下に第1回後志広域連合議会定例会がありまして、現在の川村副連合長が任期満了により退任されて、蘭越町の北川現建設課長、これが就任するというので議会の同意をいただいたところでございます。

次に、ページめくっていただきまして、羊蹄山ろく消防組合会議、記載のとおりそれぞれ開催をさせていただいております。

その下、中ほど、6として北海道自治体情報システム協議会、2月21日に定期総会を開催しております。現在正会員29名、準会員35名、賛助会員1名ということで65の町村、このうち1つは組合であります、加盟しながら全体でのDXの推進を行っております、特に会員町村で危惧してい

るのが国が今DXを進めている中で標準調書を含めた標準化が、現在私どもがやっている自治体情報システム協議会に加盟しているシステムがそのまま移行できるかどうか。これが全部新たなものということになると大変な財政負担になってきますので、そのことを確認し、我々がやっている標準システムがそのまま国のDXの標準システムに移行するよう作業を進めるということで確認を行ったところであります。

次、4ページ目ではありますが、7として健康省エネ住宅制度創設の要請活動ということで、これまで昨年何回か国交省はじめ要請活動行っておりますが、現在4省庁連絡会議が動いておりまして、国交省において健康省エネ住宅ということで窓の断熱性能を上げるですとか、こういうことに対して国としての補助制度を創設するというので現在動いているというような状況でございます。

以下、記載のとおりそれぞれセミナー等開催されております。

その後段、10として土地の寄贈、4ページから5ページ目の上段に関しまして土地の寄贈を受けておりますので、記載のとおりとなっております。

5ページ目、中段の下ではありますが、13として原子力防災関係の会議、それぞれ防災専門官ほか出ておりますので、6ページ目まで見ていただいて、6ページの上段、16として防災士資格の取得ということで、毎年一定数の防災士の資格を職員に取っていただくように調整をして進めているところであります。

以下、泊発電所の安全対策等の記載を、それぞれ下の20まで泊発電所の関連について、動きについて記載をさせていただいております。

次、7ページ目、企画環境課の関係を見ていただきまして、一番上、北海道新幹線と高速道路ということで、北海道新幹線並行在来線の対策協議会、記載のとおり開催されております。

また、(2)のところでは新幹線羊蹄トンネル現地視察ということで、1月26日に羊蹄トンネルの掘削現場で、巨大な石によってセンスマシン、シールド工法のマシンが令和3年7月に掘削不能になったということで、小断面のトンネルを、215メートル迂回トンネルを造って、シールドマシンの前に回り込んで石を掘削しているという作業を現在やっております、これらのシールドマシンの修繕等行った上で何とか3月中に稼働させたいということで説明を受けてございます。

その下、2として国際交流事業の実施状況、7ページから8ページまでずっと、最後絵本ワールドということで、これ鈴木直道北海道知事もご視察をいただいて、皆さんと懇談したというような状況であります。

次に、9ページ目をおめぐりいただきまして、3としてデマンドバスの運行状況、記載のとおりとなっております。昨年から見ると2,100人ほどの増加ということで、コロナが少し落ち着きある状況の中で増加しているというような状況でございます。

次、その下、4としてふるさとづくり寄附、ふるさと住民票の関係、9から10ページ目の上段まで記載のとおりとなっております。現在ふるさと納税の残高1億900万円ほどということで、今年、令和4年度にこのうち4,000万円強を現在使用する予定としておりまして、新年度においても一定程度の充当を考えながら現在進んでいるというような状況でございます。

次、10ページ目のところの上段でふるさと住民登録者数が現在178名という状況でございます。

その下、5として防災ラジオの配付状況、記載のとおりとなっております。

6として、コミュニティFM送信所の移設ということで、ホテル事業者のご協力を得まして、ラジオニセコ送信所をニセコヘリポートから標高の高い東山地区のホテルの屋上に移設をさせていただいて、難聴地域の解消とクリアな音が聞けるような状態で現在放送を行っているというような状況でございます。

その下、7として町への意見、問合せ、対応件数、記載のとおりとなっております。

以下、まちづくりトーク、こんにちは町長室、広報紙の状況、記載のとおりとなっております。

次、11ページ目おめくりいただきまして、11として行政視察の受入れ状況、最近は相当以前に戻りつつあるといたしますか、コロナの関係で視察団体もそこにあるとおり626名、44団体ということで増加傾向にあるというような状況であります。

その下、12として第36回ニセコ町環境審議会、記載のとおり開催しております。

あと、その下、13として第4回「世界首長誓約／日本」運営委員会ということで、海外とも結んで、駐日欧州連合代表部においてジーマルス公使、それから環境省の白石地域脱炭素審議官をお迎えして会議を行っております。この中でゼロカーボン地域シナリオ分析ツールの提供について名古屋大学から発表があり、本町においてもこれを利用して、脱炭素の状況分析をしていきたいというふうに考えているところであります。

その下、一番下、15として第2回ニセコ・蘭越地区地熱資源利活用協議会の開催ということで、2月20日、ニセコ町民センターで開催しております。これにつきましては、引き続き調査を続けるということで説明がございました。

次に、12ページ目、一番上、16として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の状況ということで、それぞれ臨時交付金受けている分について記載のとおりとなっております、令和4年度事業分としては1億4,000万円ほどが来ることになってございます。

その下、17として企業版ふるさと納税、これ2月末の状況であります、8件のご寄附をいただいて、1,550万円という金額となっております。

その下、18、SDGsに係る取組、第13回自治創生協議会、以下それぞれフォーラムであるとか成果の発表会等、職員も参加をしているというような状況であります。

次、13ページをおめくりいただきまして、一番上、19としてニセコ中央倉庫群の指定管理状況ということで、延べ利用者数9,644人ということで、2,000人ほど増えているというような状況でございます。

その下、20として地域おこし協力隊の任用ということで、新たに2人の方が記載のとおり任用されて、現在ニセコ町商工会でご勤務いただいているというような状況です。

その下、21として2022年度採用地域おこし協力隊の募集及び応募状況ということで、募集人数7人に対して応募者数が16名ということで、それぞれ記載のとおり選考を行っているというような状況でございます。

次、14ページとして、22としてお試し協力隊の実施状況、記載のとおりとなっております。

その下、24としてShiribeshi留学、通称ニセコ留学、これ北海道の後志総合振興局が行っている

事業であります。2月16日、町民センターにおいて記載のとおり座談会等が開催されているところあります。

次に、ページおめくりいただきまして、15ページ目、税務課の関係であります。町税の収納状況、記載のとおりとなっております。現在町税につきましては収入額が2月末現在9億1,400万円ということで、当初予算額7億3,800万円見てございますので、現在1億7,500万円ほどの増の見込みということであります。これ収入額から見てでありまして、調定額から見ると2億円強ということになってございます。それから、国民健康保険税につきましては1億4,000万円の収入ですが、予算額は1億5,100万円ほどということで、1,100万円ほど現在のところ減ということで、調定額と比較すると96万円ほど減という状況に現在なっているというような状況でございます。

それから次、町民生活課の関係であります。1としてニセコ町民センターの貸し館状況、記載のとおりとなっております。

2として、住民基本台帳ネットワークの運用状況、マイナンバーのことが記載のとおりとなっております。2月末の最新情報でいきますと、4,946名が私どもの対象、率を出すときのカウントの対象と現在となっております。申請率が4,121人ということでありまして、83.3%ということになっております。ただ、交付率は63.6%で、これ交付率が70を超えるようにまた今後とも努力してまいりたいと考えております。このマイナンバーカードにつきましては、綺羅ポイントをつけるということで、1月末現在で693件の皆さんがこれを利用されているということでございます。

次、16ページ目、3として一般廃棄物の処理状況ということで、記載のとおりとなっております。

その下、羊蹄山麓地域廃棄物広域処理連絡協議会、12月28日に開催されております。現在民間委託をして進めているところありますが、現在の1キログラム当たり44円を50円に変更するというので、全体の了解ということになってございます。事業者の方から53円という提示がありましたが、あまりにも増加額が大きいということで、相当議論をしまして、50円ということで交渉するというものになったものでございます。

その下、5として羊蹄山麓環境衛生組合関係町村長会議が12月2日ありました。この中でし尿処理手数料を10リッター当たり86円から8円増の94円に改正するということになりました。投入料金の10リットルは据え置くということでありますので、この分は今ガソリン代等含めて大変な状況にありますので、事業者の収入となるというようなことであります。実施は、令和5年7月1日からということであります。また、この中で羊蹄衛生センター更新工事ということで検討進んでおりますが、施設の完成を令和10年から11年へ計画変更するということの報告がありました。

次、めくっていただきまして、次のページの中ほどであります。17ページ、保健福祉課の関係であります。1として社会福祉委員会、民生委員会の会議、12月9日に開催してございます。

また、その下、ニセコハイツ等の入居状況につきましては、記載のとおりとなっております。

3として、新型コロナウイルス、町内の感染状況、新規感染者について記載のとおりとなっております。現在は65歳以上、入院を要する方、それから重症化リスクのある方、妊婦のみを保健所で把握した数値が公表されているというような状況でございます。



次、18ページ目、新型コロナウイルスワクチンの接種状況、1回目から5回目まで記載のとおりとなっております。

その下、5として倶知安厚生病院第2期整備推進協議会、6として倶知安厚生病院運営委員会が開催されております。倶知安厚生病院におきましては、地域の二次医療機関として外来が1日平均大体530人ほど来られまして、常時平均入院が169名という状況になっております。この中でニセコ町の外来は令和4年度におきましてはこれまでのところ2,802人ということで、全体から見ると10.2%を占めている。それから、入院は全体の中で9.3%がニセコ町の方、それから救急医療につきましては3,000人ほどが救急医療で運ばれてきておりますが、そのうち10.3、309人がニセコということであります。ただ、この中で救急医療に関しましては3,000人のうち150人、約5%が札幌市からの救急搬送ということになっておりまして、特に冬場多い外国人につきましては全体の3.0%というような状況であるというようなことでもあります。

その下、7として各種健康診査の実施状況ということで、乳児健診からずっと記載のとおり、18、19ページに人間ドックでありますとか、記載のとおりそれぞれ対応したことが書かれておりまして、20ページ上段、12として地区巡回健康教室の実施であるとか、13、保健委員会議の開催、2月28日ということで、それぞれこれまでの経過、記載しているとおりでございます。

その下、中ほど、14、地域包括支援センターの運営状況、2月末現在ということで、総合相談業務、介護相談100件と記載のとおりかなり多くの対応をそれぞれしておりまして、その下、地域ケア会議、介護予防事業、家族介護交流会、認知症対策推進事業、そして21ページに介護予防のプラン作成で、ずっと記載のとおりとなっております。

その下、15として令和4年度国及び道の施策に伴う給付金の給付状況ということで、(1)として低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金、これは独り親世帯以外の分ですが、18歳未満の子どもがいる非課税世帯ということで、8月30日に対象児童1人につき6万円を給付させていただいております。総額につきましては、それぞれ記載のとおりとなっております。

(2)として、高齢者世帯生活支援事業、これは65歳以上、または障害手帳を受けている者の属する非課税世帯ということでありまして、1世帯につき1万2,000円ということでもあります。12月20日給付、扶助事業を行ったところであります。

その下、(3)、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金、これにつきましては非課税世帯、または家計急変世帯につきまして1世帯につき5万円を給付する事業ということで、2月22日に扶助を行ったところでございます。

それから、その下、(4)として出産・子育て応援給付金、これにつきましては妊娠及び出生届時の妊婦の方々ということで、お一人につき5万円、新生児1人につき5万円ということで、記載のとおり2月24日に給付をしているところであります。

次、22ページ目をご覧くださいまして、農政課の関係です。経営所得安定対策の実施状況、記載のとおりとなっております。

その下、3として地域循環会社設立に向けた説明会、1月31日にニセコ町民センターで進めてお

ります。森林の会社についての説明ということでもあります。

その下、一番下であります、5としてニセコ町堆肥センターの運営状況、記載のとおりとなっておりますが、3月6日、昨日モーターが故障しているという状況で、現在それらの見積りを徴取しているということでもありますので、これにつきまして出ましたら、またご相談させていただきたいというふうに考えております。

次に、23ページ目、一番上であります、6として令和4年度有害鳥獣被害防止対策支援事業ということで、記載のとおり電気柵、爆音機等助成しているというような状況であります。

その下、7として令和4年度有害鳥獣捕獲業務実績ということで、記載のとおりそれぞれ鹿が34頭、アライグマが235頭、ほか記載のとおりとなっております。

その下、間伐材の売払い、記載のとおりそれぞれ林班で行っております。

その下、9として農業用水路用地確定支援事業ということで、記載のとおり助成させていただいたところでもあります。

その一番下、国営農地再編推進室の関係であります、主には国営緊急農地再編整備事業の換地委員会をそれぞれの地区で開催しておりますので、23から24ページ目の上段にかけて記載のとおりとなっております。

それから、中ほどですが、2として農水省による農業、農村整備に関する説明会ということで、それぞれ担当のほうオンラインで参加をしております。

次、中ほど、商工観光課の関係であります。ニセコ観光圏の会議につきましてはそれぞれ記載のとおりとなっております、一番下に3として日本「持続可能な観光」地域協議会合同サミットということで、2月14から15まで釜石市の市民ホールで開催をしております、参加の8市町首長による合同宣言ということで署名をさせていただいて、協働してこういった世界的な観光の基準に対応していこうということにしているところでございます。

次、25ページ目おめくりいただきまして、第3回観光庁持続可能な観光推進モデル事業ということで、2月24日、オンラインであります、この中でニセコ町の観光に対する取組を報告させていただいたところでございます。

その下、5として新型コロナウイルス感染対策に係る経済対策の進捗状況ということで、記載のとおりであります、(1)観光施設持続化支援給付金事業ということで、温泉施設、ゴルフ場にそれぞれ給付をしたところでもあります。

その下、(2)商品券発行事業ということで、9月1日を基準日として住民登録している町民の皆様全員に町内で活用できる商品券、1人1万円を配布し、物価高騰対策ということで配布をさせていただきました。また、基準日に母子健康手帳の交付を受けている妊婦さんに関しても加算して商品券を配付したということで、ニセコ町商工会が事務局ということでやっていただきました。詳細につきましては記載のとおりということで、9月に郵送は完了しているところでもあります。

その下、(3)として町内ポイントカードを活用した支援事業ということで、ニセコ綺羅カード会が行うポイント事業に関して記載のとおり支援をさせていただいて、町内経済の活性化を進めたというようなところでございます。

次、26ページ目、上段であります。全国道の駅連絡会の理事会、記載のとおり開催させていただいております。その4行目、内容のところの一部誤字がありまして、大変申し訳ありませんが、4行目の一番後ろであります。正会員の入会申込みに係る承認、その後インボイスというのがちよっと誤字になっておりますので、インボイスに訂正をお願いしたいと思います。大変申し訳ありません。

その下、7として道の駅ニセコビュープラザ再整備に関する意見交換会を1月18日と2月21日にそれぞれ行っております。

それから、8として道の駅ニセコビュープラザの事業継承計画、いわゆるBCP計画ということが言われておりますが、これも5月1日ということで策定ということで進んでおります。

それから、その下、9番目、ニセコリゾート観光協会の取締役会、副町長が出席をしております。

10として、令和4年度のニセコ駅前温泉綺羅乃湯の入館状況、記載のとおりとなっております。コロナ当時から相当回復をしているというような実態であります。

次、27ページ目おめくりいただきまして、11としてキラットニセコ取締役会に副町長が出席をしております。

その下、12としてシーニックナイト2022が2月4日から5日、11日から12日、それぞれ綺羅乃湯駐車場等で開催されたところであります。

13として、ニセコ町商工会新年交礼会を1月26日開催しております。

その下、14として第25回ニセコ雪崩ミーティング、12月26日、ニセコ町民センターで開催、オンラインでも配信したところでありますが、これに関しましてはこれまで30年にわたって雪崩事故防止やっております。特に新谷暁生さんを中心として雪崩情報の配信を約30年前から行っているということで、第1回のニセコ雪崩ミーティングは1995年から開始し、これらを受けて2001年にニセコアンヌプリ地区の雪崩事故防止対策協議会が設立されたということで、本町におきまして、あるいはニセコエリアにおきましても大変な今安全対策の要ということでありますので、今後ともしっかり支援をしてみたいというふうに考えているところであります。

その下、15としてにぎわいづくり起業者等サポート事業の実施状況ということで、交付決定9件、753万円ということで、記載のとおりとなっております。

その下、第2期における大人のニセコ探索の開催ということで、商工会のほうでこういった様々な取組をいただいているということであります。

次に、28ページ目、一番上が17としてようてい地域消費生活相談窓口の運営状況ということで、相談の受付状況、それから臨時総会の状況、記載のとおりとなっております。

その下、都市建設課の関係であります。1としてニセコ町営住宅入居者選考委員会の開催ということで、10月21日から4回記載のとおり開催させていただいたところであります。

次に、29ページ目であります。上段、2として建設事業者の地域貢献顕彰規程に基づく表彰についてということで、10月26日、それぞれ公共施設駐車場4か所に社会貢献として区画線を補修いただいた日本マーケティング株式会社代表取締役、中谷一成様に感謝状、それから同じくドロ川の河川敷敷地内に放置された粗大ごみの撤去によって地域の環境保全に寄与していただいたということで、

白木建設工業株式会社代表取締役社長、白木茂様にそれぞれ感謝状を贈呈させていただいたところ  
であります。

その下、飛ばしまして、4として国土利用計画法に基づく土地取引の状況ということで、記載の  
とおりとなっております。

また、その下、5として景観条例に基づく協議状況、開発事業3件ということになっております。

29ページ目、一番下であります、上下水道課の関係であります。1として、近藤地区配水管漏  
水事故、1月12日ありまして、これにつきましては記載のとおり対応させていただいたところであ  
ります。

次、30ページ目、中ほどであります、2としていこいの村地区配水管破損事故、これは2月14日、  
同じく発生しておりまして、このとき羊蹄山ろく消防組合のタンク車等の応援を得て、記載のと  
おり対応したということであります。

30ページ、一番下であります、農業委員会の関係でございます。1として、農地流動化事業の  
助成金の実績見込みについて記載のとおりとなっております。

それから、31ページ目、上段であります、令和4年度の賃借料の情報についてそれぞれ記載の  
とおりとなっております。

次、中ほど、消防組合ニセコ支署の関係であります。消防団の幹部会議、12月7日、2月10日、  
それぞれ開催されておりまして、2としてニセコ町婦人防火クラブの定期総会、12月17日に開催さ  
れております。

32ページ目、4として令和5年度ニセコ消防出初め式、1月7日に開催されております。

その下、5としてニセコ町少年消防クラブ、それぞれ記載のとおり開催されておりまして、2月  
18日に修了式が行われております。

その下、6として独居老人、高齢者の世帯の特別査察が記載のとおり、それから7として消防避  
難訓練の指導ということで記載のとおり行っているところであります。

また、33ページ目おめくりいただきまして、一番上、8として救命講座、それぞれ町民センター  
と幼児センターにおいて記載のとおり開催されております。

9番目が災害出動ということで、33ページ目から火災出動、救助出動、警戒出動、それから特に  
最近多い山岳救助出動についてそれぞれ33、34、35ページの上段まで記載したところござい  
ます。

その下、35ページ目の中ほど、10としてニセコ救急の出動先別出場状況について、12月分から2  
月分まで記載のとおり件数があったということであります。

以下、委託業務、あるいは工事関係につきましては後ろに添付しておりますので、後ほど御覧い  
ただきたくお願いを申し上げます。

以上で令和5年ニセコ町議会定例会に当たっての行政報告とさせていただきます。よろしくお願  
いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 続いて、教育長、片岡辰三君。

○教育長（片岡辰三君） それでは、第2回ニセコ町議会定例会におきまして教育行政報告をさせ  
ていただきます。

お手元の資料の1ページ目でございます。教育委員会の活動につきまして、令和5年第1回定例会が1月23日開催されてございます。報告事項として、令和5年度小中学校の就学支援、補正予算等について報告が行われております。議案としましては、要保護、準要保護児童生徒の認定、それから全国学力・学習状況調査、学校給食費の額の決定等について審議いただいております。あと、協議案としましては、コロナ禍の中での卒業式、入学式への委員の出席等についてということで、今の状況でマスクを外しての参加、あるいは来賓等についてはマスクをつけての参加というようなことで、少しずつ開かれたといえますか、来賓の方も参加できるような方向で協議が進んでございます。②としまして、学校訪問ですけれども、2月16日、今年度2回目の町内の各学校のほうを教育委員による訪問をさせていただいております。

(2)として、大学等の対応ですけれども、今回の報告ではちょっと数が多くなっておりますけれども、12月16日には立命館大学のグローバル教養学部の学部長、前川一郎氏が来て、高大連携や包括連携協定等についての話合いがなされてございます。②として、12月23日、令和4年度第1回小樽商科大学地域連携会議にオンラインで参加して、その後もいろいろ継続協議してございますけれども、3月28日には小樽商科大学との連携協定の調印というような運びで今進んでございます。③、1月19日につきましては、北海道大学のオンライン公開授業、こちらのほうに参加させていただきました。これについては、北大、それから香港大学、韓国嶺南大学3校がSDGsに関わる内容についての共同授業のまとめということを発表すると。オンラインでの提供ということで、ニセコ高校も含めて、記載のとおり国際交流員等も参加しているところでございます。④番として、1月26日、札幌国際大学のほうに赴きまして、鉄道遺産群、在来線廃止等の鉄道の活用についてということで、札幌国際大学には鉄道再生研究所というのがございまして、今般山線の状況等もございまして、そういった活用についてそういう大学との連携を進めるという、そういう協議をしてございます。

2ページのほうに参りまして、1月28日にオンライン公開講座ということで、元日本ハムの番記者でありました平澤芳明氏が札幌国際大学の教授になっておりまして、日本ハムの移転に見る経済、地域、そして人々の変化についてということで、2週、2月4日と28日、前編、後編ということでそういうオンラインの授業がありまして、参加をしております。それから、2月の3日につきましては、ニセコ高校で麗澤大学、山川教授のほうでニセコ町、ニセコ高等学校との連携協定等についてということで、令和5年の五、六月頃に具体的な協議が進んで、締結等ができればというようなことで現在調整中でございます。2月4日は、先ほどの後編ということで、平澤芳明氏のオンラインの公開講座がございました。それから、2月の25日、札幌国際大学のほうのラウンドテーブルのほうに外部評価員として出席をしてきました。特に高大接続分科会ということで、高校と大学との連携の在り方、今後のさらなる連携のこと、特に部活動の地域移行に向けた大学生の活用というようなことも、ちょっとそういったことも話合いになってございました。

大きな2番としまして、学校教育の推進ということで、学校教育に係る避難訓練、新入生体験入学、参観日等が記載のとおり開催されてございます。

3ページをお開きください。④として、高島市マキノ町児童生徒との外国語でのリモート交流と

ということで、なかなかコロナで行ったり来たりできなかったということで、今回はリモートでの交流がなされております。それから、近藤小学校ではクロスカントリースキーの記録会、それから複式研究発表大会が近藤小学校で記載のところで開催されてございます。ニセコ小学校の国際交流事業ということで、4言語による絵本の読み聞かせということで、国際交流員の参加で多言語に触れる、そういった体験をしてございます。ニセコ中学校の公開授業、それから全国中学校体育大会スキーアルペン競技会が2月7日から10日、長野県で開催されまして、中学校のブイチック龍馬君、回転1位、大回転3位という結果、それから池田さんにつきましても16位ということで大会で成果を上げているところでございます。

(2)番、会議、研修につきまして、校長会議、教頭会議については記載のとおりでございます。特別支援講師研修会につきましては、ニセコ町独自の研修会ということで、ニセコ町独自で会計年度職員を採用している、そういう特別支援の研修の場をつくって、資質向上に向けて取り組んでいるところでございます。

4ページ目のほうをご覧ください。学校給食センター運営委員会におきましては、学校給食の実施状況、それから令和5年度の給食費につきまして、特に昨今食材費が値上がりする中で保護者負担の据置きを念頭に保護者のこれまでの単価を継続して同じにすると。その代わり町で助成をしていくという、そういうことで保護者負担に配慮してございます。それから、第4回ニセコ町教育支援委員会につきましては、5年度に向けての特別支援講師の配置ですとか特別支援が必要な児童生徒の判定をしてございます。コミュニティ・スクール委員会役員会、教育委員会次課長会議等、記載の日程で開催されてございます。⑧番の町内教職員のグーグル活用研修会ということで、ニセコ町のDXフェローとしてグーグルの陳内氏が就任したことを受けまして、ご協力いただきまして、ニセコ町内で1月17日、町内の小中高の教職員30名強が集まって、対面での研修ということで、非常に成果を上げたところでございます。それから、ニセコスタイルの教育の日兼地域連携研修発表会ということで、ニセコスタイルの教育の日というのは、町内の全各学校の教職員が一堂に会して対面で集まって研修をするということだったのですが、コロナの関係で対面では3年ぶりということで、約50名の先生方が集まって、公開授業を観察し、協議をしたところでございます。

次の5ページをお開きください。⑩としてフッ化物洗口の実施ということで、今年度から、途中ではございますが、ニセコ小学校の1年生対象に2月16日から毎週木曜日に開催してございます。先般3月2日に関係職員、保健福祉課長、学校教育課長、私も行って、実施状況等を見学してきたところでございます。

それから、(3)番の児童生徒の在籍状況ですが、2月1日現在で特に大きな変更はございません。②番目の特別支援教育を要する児童生徒の指導体制については、特別支援講師、次年度に向けては1名増員する予定で進めてございます。

それから、6ページのほうに行きまして、学校保健関係の①の出席停止人数なのですけれども、11月から1月という期間で見ますと、コロナの感染者、そこに記載のとおりそれなりの数字が出ているところでございます。感染症関係というところは濃厚接触等の数字となります。ちなみに、2月に入っては、2月、3月では数名、ぽつりぽつり程度の発症ということで、かなり減っている状

況にございます。

(5) のニセコ高等学校関係につきましては、ニセコ高校の振興対策ということで、全国高等学校観光サミット、12月22から24日、宮城県に生徒4名、先生1名が参加してございます。また、農業クラブ連盟の実績発表大会、当別町のほうで開催してございます。そちらのほうにも4チーム参加しているところでございます。それから、ニセコ町立北海道ニセコ高等学校魅力化検討委員会の先進地視察が1月11日から13日、兵庫県の国際高等学校、神戸市立葺合高等学校、京都市立日吉ヶ丘高等学校等、国際学科における英語教育について視察してきてございます。それから、211回まちづくり町民講座、1月25日開催ということで、シン・ニセコ高校ということで、ニセコ高校の魅力化についてのこれまでの取組の経緯を説明させていただき、高校の魅力化についてということで北海道大空高等学校の大辻氏に講師をお願いしているところです。大辻氏につきましては、民間人校長ということで大空高校のほうで活躍しているところでございます。それから、第3回のニセコ町立北海道ニセコ高等学校魅力化検討委員会、2月1日、そこにおきましてまちづくり町民講座、それから2回の検討委員会等の振り返り等でさらに協議を重ねているところでございます。

7ページをご覧ください。寮についても並行して検討しているところでございます。第3回ニセコ町立北海道ニセコ高等学校寮検討専門委員会が2月21、開催されてございます。基本計画の作成に向けて協議を進めているというところでございます。②のほうのニセコ高校の3年生等の進路状況ですけれども、就職5名、進学5名ということで、全員進路先が決定してございます。それから、③番目としまして、ニセコ高等学校の今年度の選抜状況ですけれども、募集人員40名のところ、出願24名、それから入試が3月2日に行われまして、当日1名欠席があったという報告を受けております。合格発表は3月17日、2月10日には推薦希望者が1名受験して、1名合格内定となっております。

次に、大きな3番目として、子育て支援、幼児教育、保育の推進ということで、冬の子ども集いの広場2022ということで、12月の31から1月5日、曾我活性化センターで休日の子どもたちの預かりをNPO法人ニセコ未来サポート隊に委託をして実施してございます。それから、ユニセフ関係の会議等に記載のとおり出席してございます。

8ページのほうをご覧ください。ニセコキッズパークということで、今年度で新たに1月から2月の26日の間、計11回、ニセコ中央倉庫群を利用して、遊具やトランポリン、竹馬など冬場の子どもたちの居場所づくりという取組をして、参加人数延べ872名と。平均利用者数が79名であったということで、子どもたちにはよかったというか、利用価値が非常に多かったというふうに考えてございます。⑤としてファミリーサポートセンター、具体的に進めてきて、定着してきてございます。利用会員45家庭、子ども67人と。協力会員が39名ということで、少しずつではありますけれども、今後もさらに利用者が増えることを期待してございます。そういう交流会、2月の21日にそういったこともしてございます。それから、7番目の子育て応援商品券発行事業ですけれども、これにつきましては高校生以下の子どもに対してということで、商品券1人当たり3万円ということで、配付の実績として816名、そして換金実績として回収率が98.8%ということで、有効に活用されたものというふうに受け止めております。

次、9ページをご覧ください。幼児センター関係の園の行事につきましては、記載のとおり開催されてございます。②として、健康安全ということでフッ化物洗口、幼児センターでは5歳児、4歳児で実施してございます。③として、入園児童の状況ですけれども、3月1日現在ということで、定員が180名のところ165名とまだ余力はありますけれども、零歳児、1歳児のところは常に定員いっぱいというような状況で、若い世代の方の受入れがちょっと厳しいところもございます。それから、④の預かり保育の状況ですけれども、基本的には短時間型の、いわゆる幼稚園型の利用を対象としているので、最近はニセコ町内では長時間型の利用者が多くて、お仕事をされる方が非常に増えていると、そんな状況で、短時間型の対象の預かり保育については現在前年比に比べて減少しているという、そういった状況でございます。ファミリーサポートを活用する場合も考えられるということでございます。

あと、子育て支援センター関係につきましても、そこに記載の状況となっております。

次に、11ページのほうをご覧ください。一時保育の状況、休日保育の状況につきましては、記載のとおりとなっております。子育て講座事業実施の状況につきましては、子育て講座、料理教室やゴッドアイ丸籠作りとか、そういったことをお母さん方対象に実施してございます。ニセコ高校との交流や保育の開放といったようなことも実施してございます。

(4)番、こども館の状況でございます。定員80名に対して71名という、そういう利用状況となっております。

次に、13ページをご覧ください。大きな4番として社会教育、社会体育の推進ということで、社会教育活動については放課後子ども教室、ニセコ小学校、それから近藤小学校でそれぞれ記載の期日で開催してございます。少年体験事業としてはニセコみらいラボということで、ミニチャレンジ、小学生リーダー研修が記載のとおり実施されてございます。それから、④の令和5年度ニセコ町二十歳の集いにつきましては、1月8日、ニセコ町民センターで開催したところでございますけれども、皆様もご承知のとおり昨年4月から成人年齢が20歳から18歳に引き下げられたという経緯がございます。ニセコ町につきましては、やはり二十歳を区切りとしてということで、18歳の成人式ではなくて、二十歳の集いということで開催をしたところでございます。また、町民センターのピアノが新調されたということもありまして、アトラクションとしてピアノ演奏、クラシックの曲を演奏したところでございます。

14ページをご覧ください。文化、図書活動ということで、有島記念館展示事業につきましては有島農場解放100年記念事業、それから藤倉英幸氏の展示、それから札幌電車内への広告、札幌駅前の地下歩行空間のパネル展示というふうには有島記念館の周知について取り組んでいるところでございます。③の有島記念館入館者の状況につきましては記載のとおりでございますけれども、令和4年度についてはコロナが大分収まってきた関係で上昇、増加に転じてございます。

次に、15ページでございます。学習交流センターあそぶっくの状況でございます。こちらのほうもそれぞれ記載の冊数、来館者数となっております。昨年、本年度とほぼほぼ同数という状況でございます。⑤番のあそぶっく活動状況、4月から1月までということで、通算の回数となっております。それぞれ記載のとおり開催されてございます。



16ページのほうにつきましては、福祉連携活動としてブックスタートサポートですとかあそぶつく祭り、フェスティバル関係等開催してございます。⑥の文化財の保護ということで、埋蔵文化財事前申請協議等が1点申告されてございます。

社会体育、スポーツ活動についてということで、現在中学校での部活動等の在り方について検討されている中で、休日部活動の地域移行への検討ということで、庁内においても検討協議会を立ち上げて、先進地視察に12月5日、当別町教育委員会に行っております。また、第2回の検討協議会が2月22日開催されてございます。今後に向けて、令和5年度について具体的な組織とか在り方について検討を深めていくというところでございます。

17ページをご覧ください。初心者の子どものためのスキー教室が12月7日、用具の説明会、実際にスキー教室は1月10日、11、12日開催されてございます。夜間スキー、スノーボード講習会も1月23日から2月3日の中で開催をされてございます。そして、④番としてニセコ町こどもスキーフェスティバル兼第69回全町児童生徒スキー大会、これ3年ぶりに開催されたということで、当日は非常に天気もよく、子どもたちも大変喜んでいた様子を見てございます。

以上で教育行政報告について終わらせていただきます。

○議長（猪狩一郎君） これで行政報告は終わりました。

この際、議事の都合により11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時08分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎日程第5 令和5年度町政執行方針

○議長（猪狩一郎君） 日程第5、令和5年度町政執行方針の件を議題とします。

これを許します。

町長、片山健也君。

○町長（片山健也君） それでは、町政執行方針を述べさせていただきます。

令和5年度町政執行方針。

令和5年（2023年）第2回ニセコ町議会定例会の開会に当たり、町政執行に関する所信と基本的な方針を明らかにするとともに、令和5年度における政策の大綱について、ご説明させていただきます。

町議会議員並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本町は、明治34年11月に真狩村から分村独立、元町に戸長役場を置き、令和3年11月で120年の歩みを重ねることができました。120年の式典をこの年に開催の予定をしておりましたが、新型コロナウイルス感染の拡大などの影響で、120年記念式典は数度の延期の後、縮小開催を決定させていただきました。こうした経緯を経て、本年2月に「ニセコ町開町100周年記念式典挙行」以降の20年間を

対象として、まちづくりにご尽力を賜りました自治等功労者の皆様への簡素な「感謝状贈呈式」を開催し、120年の区切りとさせていただきます。

これまでの町民皆様のご支援のおかげで、人口は、平成2年の4,483人を最少に、近年は微増状態が続き、5,000人前後を推移する状況となりました。加えて、優良企業のニセコ町への進出もいただくなど、町税収入も3億円ほどの増加を見ることができました。こうした結果、全国の926町村中、個人住民税の増加率が全国第7位、法人税の増加率が全国第11位、また起業立地数が全国第6位となり、子どものいる世帯の移住、教育移住と言われておりますが、これにおいては、北海道の町村で第1位とのデータが日本経済新聞社から公表されているところでございます。

さて、世界を襲った新型コロナウイルスの感染は、幹線の終息を見ることなく、感染症との付き合いを続けざるを得ない「ウィズコロナ」の時代へと突入しております。本町でも、令和2年2月25日「新型コロナウイルス感染拡大に伴う危機管理対策本部」を設置し、これら対策に取り組んで3年が経過しております。この間、町民の皆様、町議会議員各位のご理解とご協力を賜り、感染予防や経済対策、生活支援など様々な対策を講じて今日に至ることができました。飲食や宿泊事業など、観光関連事業経営者、従事者の皆様のご心労は大変なものがあったものと思います。昨年末からの感染予防の緩和ムードの中で、本町への観光入り込み数が回復しつつあるなど、明るい兆しが少しずつ見え始めたことは喜ばしいことと感じております。

また一方では、昨年、ロシアがウクライナへの軍事侵攻を開始、世界を大きく不安に陥れるとともに、世界の食料危機を惹起、燃料や各種資材の高騰など、世界経済への甚大な悪影響を及ぼし、いまだに残虐非道の愚かな戦争犯罪行為を続けているところであります。こうした経済不安やパンデミックから抜け出せない現況など、私たちの暮らしは、大きな生活や日常不安の中にありますが、将来を見据え、本町の各種計画の推進を念頭に柔軟にまちづくりの諸事業に取り組んでまいります。

一昨年及び昨年の町政執行方針で、私たちを取り巻く今日の社会は、現在、3つの解決しなければならない大きな課題に直面していると申し上げさせていただきました。1つ目は経済合理性優先の社会から人々の尊厳を大切にする「共感資本社会」づくりへの転換、2つ目は拡大し続けている暮らしにおける格差の是正、3つ目は「地球環境負荷の低減」と「気候変動対策」でございますが、これらについては、総合計画を基本に自治総合戦略、環境モデル都市アクションプラン、SDGs未来都市計画によって、取組を進めつつあります。

新年度においても、持続する生活基盤の整備とともに、有島武郎の遺訓「相互扶助」の理念が息づく町として、「こども医療費の無料化」をはじめとする、子育てしやすい環境の拡充とともに、今日の町を築いてこられたご高齢の皆様が、安心して暮らすことができるまちづくりに努めてまいります。

また、これまで進めてきた企業の誘致につきましては、本町のまちづくりに共感し、ニセコ町の環境創造都市の理念に合った「良質な企業」を前提として誘致活動を強化してまいります。

なお、これまで国に対して要請をしてきた「所有者不明土地」について、その所有権を希望する自治体に移管することを可能とする法整備や自治体が指定する水資源保全地区での開発を自治体が規制できる法制の樹立について、引き続き国に対して要請を行ってまいります。加えて、ニセコ町に

においては、水道の導水管、給水管の耐震管への切替えなど、将来のリスクの軽減を図るための水道施設の整備について、国が進める国土強靱化政策の一環として支援制度の拡充、または創設を行うよう提言をしていく所存です。

また、昨年から多くの関係者と取り組んできた「健康と省エネルギーに資する住宅改修への国の助成」については、国の関係省庁において住宅の省エネ改修を予算化する方向で現在調整が進んでおり、本町においても連動して住宅等における高気密・高断熱、省エネ化に向けての取組を進めていく予定です。また、道の駅整備の再整備に関しては、全国道の駅連絡会などを通じて国への支援制度創設を引き続き行ってまいります。

令和5年度においても、町民の皆様、町議会議員の皆様、そして自治のプロフェッショナルである役場職員の英知を結集し、「日本国憲法」と「ニセコ町まちづくり基本条例」の理念を大切にしていって、諸課題を先送りすることのないよう町政を進めていく所存でございます。

初めに、予算執行の基本的な考え方について申し上げます。

#### I 予算執行の基本的考え方

初めに、予算執行の基本的な考え方について申し上げます。

令和4年度も、引き続き新型コロナウイルスの感染が拡大し、経済活動や住民生活での活動が制限され、町で実施するイベントを中止せざるを得ないなど、町の取組の一部も停滞しておりましたが、令和5年に入り、政府が新型コロナウイルス感染症を2類から5類へと分類を変更する決定を行うなど、徐々に平常化に向けて、社会環境を整える方向へ進みつつあります。令和5年も引き続き、国との連携による新型コロナウイルスの感染予防対策を実施するとともに、疲弊した経済を少しでも回復させるための取組を進めてまいります。

本町の暮らしを支える持続する社会基盤の整備に向けては、『ニセコ町まちづくり基本条例』が掲げる「自治の実践」という理念や第5次ニセコ町総合計画『環境創造都市ニセコ』が掲げる5つの将来像の下、これまで培ってきたまちづくりへの取組を充実させていきます。また、町の持続発展に資する諸施策の推進に努め、「自治創生総合戦略」、「SDGs未来都市計画」、「環境モデル都市アクションプラン」などの諸計画を着実に実施していきます。

令和5年度予算では、新型コロナウイルス感染拡大の影響により大きく減少した税収も回復傾向となっておりますが、以前の水準までにはいまだ戻っていない状況にあるため、歳出予算を削減せざるを得ない事務事業もありましたが、財政バランスを総合的に勘案しての予算としておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

予算編成の基本的な方針として、予算規模の大きい投資的事業については、事業の緊急性や財政負担の優位性等を勘案し、1つ目としては着手継続事業の確実な推進と完了、2つ目としては将来の持続可能な発展に向けた整備、3つ目として安心安全を支える社会インフラの整備、4つ目として子育て・教育施設の整備、5つ目として暮らしやすさの向上と将来の持続的発展に向けた整備を中心に、起債計画や財政の状況を踏まえつつ、長期的視点に立って、重点的、かつ、計画的に事務事業を実施していくことを念頭に優先順位をつけ、予算編成を行っております。

主な事業としては、「水道施設の更新工事」、「水道水源の整備工事」、「ファミリーサポート

事業など子育て環境の拡充と教育環境の整備」、「公営住宅の住環境改善事業」などを実施し、旧役場庁舎跡地に建設する消防新庁舎の実施設計業務を予算計上しております。

農業振興では、国営緊急農地再編整備事業が11年目を迎え、期成会による事業予算の確保の要請活動を継続するとともに、休耕して夏期に工事を実施する農業者に対して、所得の減少を緩和させるため、国の制度を活用した支援を引き続き行います。また、観光振興では、観光需要の回復のための支援を行いつつ、新型コロナウイルス感染終息後を見据え、観光客の誘致、観光のSDGsと言われるGSTC（世界持続可能観光協会）基準の達成を目指した取組と、持続する観光地を目指しての宿泊税の導入などを進めていきます。

このほか、主要政策の各般において、町の将来の在り方を見据えた予算執行に努め、財政の健全性を確保しつつ、「自治の実践力」がさらに高まるよう配意していきます。

## II 重点政策の展開

次に、重点となる6分野の政策展開について申し上げます。

### 1 持続する地域経済の確立へ

ニセコ町の豊かな自然環境を生かした内発的産業の育成に努め、農業、観光業、商工業の連携と地域に賦存するエネルギーの利活用と経済の域内循環を推進します。また、まちづくりの理念を共有し、共感できる企業、大学、研究機関などとの多様な連携により、地域経済の自律に向けた取組を進めていきます。

#### (1) 農業と酪農業の振興

世界的なコロナウイルスの蔓延やロシアのウクライナ侵攻により社会情勢の不安定な状況が発生し、それらを起因とした国際輸送の混乱などから、原油、飼料、肥料、資材の高騰に加え、水稻の経営安定化対策の縮小、てん菜の生産調整など、農業（酪農）経営を取り巻く状況はますます厳しさを増しており、世界情勢に適応した取組の強化や各農業者の営農スタイルの転換が迫られています。

現在、国は世界的食料情勢の変化に伴い、食料安全保障上のリスクの高まりや地球環境問題、海外市場の拡大などに対応するため、制定から20年を経過した、食料・農業・農村基本法の改正に向けての検討を進めるとともに、令和3年に公表した「みどりの食料システム戦略」を、国の農業政策の柱として取り組むこととしております。

町では、こうした国の農業政策を踏まえ、クリーン農業の推進、循環型農業の取組を継続し、土作りを基礎とした輪作体系の確立に取り組む一方、経営のリスク分散を考慮した計画的な営農を進めるため、関係機関の協力を得て、本町に適した農業生産の在り方を検討していきます。あわせて、本町農業の特徴である多品目生産を可能としている技術力を基に、観光リゾート地としての強みを生かした販路の確保も重要と考えております。

しかしながら一方では、農業従事者の高齢化とともに、従前の人材不足に加えて、地域観光産業における賃金上昇の影響による雇用費用の高騰などが顕著であり、これらの人材確保対策と併せて、農作業軽減機械などの導入も重要となってきております。このため、安定的な外国人研修生の受入れやJAようていエリアでの連携した労働力の確保対策にも配意して人材確保対策を進めていきま

す。

本年も農業の経営環境の整備や経営の体質強化など、国の制度を活用しつつ、ニセコ町にふさわしい農業が持続するよう支援をしていく所存でございます。

令和5年度も引き続き、「国営緊急農地再編整備事業」を核として、優良農地の保全に努め、「みどりの食料システム戦略」の取組を進めつつ、環境に調和した安全で安心な「クリーン農業」の推進、農地の利用集積、農業基盤の整備、収益性の高い営農の促進、担い手育成対策、6次産業化の推進などの事業を実施し、農家所得の向上に向けた取組を推進していきます。また、多様性のある持続可能な農業を行うため、イエスクリーン米栽培支援制度の継続とともに、完熟堆肥助成、緑肥作物の奨励などの土作り対策、観光と連携した地場産品の地域ブランド化対策、6次産業化支援、新たな栽培技術の導入支援などに引き続き取り組んでいきます。

## (2) 観光の振興

令和4年度において、感染力の強い変異型新型コロナウイルスによる第7波の到来もありましたが、全国旅行支援などの事業が開始されたことにより、徐々に本町の観光客が戻りつつあります。また、ニセコリゾート観光協会が、着地型旅行整備事業の一環としての教育旅行の受入れを強化したことにより、町内の宿泊客数が大きく回復しており、海外からの観光客数も徐々に回復しつつある状況であります。

令和3年度から町では、グローバルサステナブルツーリズム協会（GSTC）基準に則した、持続可能な観光地域づくりの取組に着手しておりますが、この取組の結果、国際的な認証機関であるグリーンDESTINATIONSが主催する「世界の持続可能な観光地TOP100選」に京都市などとともに、一昨年から2年連続で選出されました。また、国連世界観光機関（UNWTO）による“世界における観光地の優良事例”として「ベスト・ツーリズムビレッジ」を令和4年度に受賞しております。このような一連の取組が評価されて、昨年10月に「観光庁長官表彰」を自治体で唯一受賞する榮譽を得ることができました。

世界的に注目が高まりつつある“持続可能な観光地”として、国内外での認知度を高め、ニセコ町が旅行先に今後も選ばれ続けるために、令和3年度に策定した「ニセコ町観光振興ビジョン」に基づき取組を進め、持続可能な観光地としての環境を整えるための財源として、「宿泊税」の導入も進めていきます。また、昨年からは、国に対して要請している「デジタルノマド・ビザ」の創設提言も引き続き行っていく所存です。

倶知安町、蘭越町と共に、広域で取り組んでいる「ニセコ観光圏」については、地域内交通の将来像、エリア内事業の推進体制、温泉地の活用など、多くの共通課題を解決・実践する場となるよう連携して取組を進めます。

ニセコハロウィンなどの地域振興イベントへの支援、重要な観光資源である温泉の活用促進、自転車を活用した夏期の魅力アップなど、今年度も引き続き、ニセコ地域や羊蹄山麓などの関係自治体や民間組織と連携しながら取組を進めていきます。

また、観光客が安心できるスノーリゾート地として維持するためには、安全対策が重要であり、雪崩事故防止対策である「ニセコルール」の運用を各スキー場や国立防災科学技術研究所などの関

係機関と協力して実践しているところでございます。町では、雪崩調査所の人材育成を支援するなど、積極的に冬山の安全対策を進めており、今後とも「ニセコルール」が持続発展していけるよう、倶知安町や各スキー場、関係機関などとともに、雪崩調査所に対して支援を強化していきます。

昨年度に基本設計を実施した「道の駅ニセコビュープラザ」の再整備については、現在、国に対して、道の駅の再整備等に特化した財政支援制度の創設を強く要望を行っています。今後、この財源確保や現在国土交通省において検討されている高速道路のインターチェンジの状況なども勘案して、総合的に整備等の判断をまいります。

### (3) 商工業の振興と労働対策

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、地域経済が大きく疲弊し、特に商工業事業者の影響は大きく、加えて慢性的な人材不足により、事業活動に困難が強いられています。町ではこれらの厳しい状況も踏まえ、移住促進施策と連携して、国が制度化した「特定地域づくり事業協同組合制度」の導入にチャレンジしたいと考えております。また、令和4年度に制定しました「ニセコ町中小企業等振興条例」に基づき、商工業振興の中核組織であるニセコ町商工会活動を支援するとともに、国や金融機関などと連携した「ビジネスセミナーの開催」や「起業相談窓口の運用」などの小規模起業支援を継続し、多様な事業者の育成による地域の活力の向上を目指します。

本年も、引き続き、企業誘致活動を積極的に推進し、地域内で不足する事業体の確保や域内経済循環の持続性を基本として、その拡充を目指していきます。

また、綺羅カード会が実施する「キッズカード事業」への支援を継続し、地域商店や消費者、観光事業者との接点を増やして地域内での消費活動拡大に努めます。さらに、ふるさと納税が地域の経済活性化に結びつくよう、「e旅納税」や新共感地域通貨「N I S E K O e u m o」との早期の連携、運用が可能となるようその取組の支援を行います。

消費者対策については、不当な勧誘などにより町民の皆様が苦しむことがないように、ニセコ町を含む近隣7町村で設定している「ようてい地域消費生活相談窓口」の機能が、より発揮されるよう相談活動の拡充とPR、啓発活動を推進していきます。

## 2 誰もが健やかに笑顔で暮らせるまちづくり

町民の皆様が、健康で心豊かに生活できる社会をつくるため、保健、医療、福祉、子育て、教育などの諸課題の解決に向けて、「相互扶助」を基本として、将来を見通しての総合的な視点での各種の取組を進めます。

### (1) 子育て支援

次代を担う子どもたちが安心して遊び学び、保護者が生き生きと子育てできる環境づくりを教育委員会と連携しながら進めていきます。

また、本町は日本ユニセフ協会と「子どもに優しいまちづくり実践自治体」としての覚書を締結していることを生かし、まちづくり基本条例第11条に基づく「子どものまちづくり参加」の取組を継続するとともに、本年も子どもたち一人一人が可能性を伸ばし健やかに成長できるよう、子どもの人権に配慮して取組を進めます。

子育て環境の整備では、18歳までの全ての子どもたちの医療費について、無料化を継続し、今年

度から新たに国の出産・子育て応援交付金制度による伴走型相談支援と経済的支援を行います。妊娠届出時から3回の面談を行うほか、妊娠時と出産時にそれぞれ5万円の給付を行い、妊婦や子育て家庭が安心して、出産、子育てができる環境の整備と経済的な支援を行います。

そのほか、子どもの健康診断や母子保健事業、未熟児医療などについても、引き続き実施をしていきます。

## (2) 高齢者、障がい者の福祉

高齢者や身体などに障がいをお持ちの人が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、「第8期後志広域連合介護保険事業計画」、「ニセコ町第8期高齢者保健福祉計画」や「第3次障がい者基本計画・第6期障がい福祉計画」に基づき、福祉の充実を図っていきます。

ニセコ福祉会が運営する「高齢者グループホーム・きら里」とケアプラン、これは介護支援計画の作成などを行う「居宅介護支援事業所」に対し、運営費の一部を補助します。また、ニセコ福祉会の経営健全化に向けて、経営改善を目的とした分析調査を昨年度に行っており、今年度は改善に向けた取組をニセコ福祉会と協力して進めます。

「地域包括支援センター」では、関係機関との連携を図りながら、課題を抱える高齢者への支援を行うとともに、健康維持のための予防事業を実施します。また、年々増加する認知症患者の対応を担う「認知症初期集中支援チーム」においては、認知症専門医の指導の下、認知症の人やその家族に対し、初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを継続します。

地域活動支援センター「ニセコ生活の家」については、障がいをお持ちで、かつ、日中活動が困難な人をサポートするための中核的な役割を担う施設であり、地域の支えやコミュニティーによる「地域生活支援事業」が円滑に進むよう、福祉関係機関と連携の下、運営費の一部を支援します。

地域福祉の増進、高齢者福祉サービスの提供、増加傾向にある認知症の相談業務を担う「町生活サポートセンター」を開設など、福祉の推進組織として重要な活動を担っている「社会福祉協議会」の運営支援を行います。また、令和6年度からスタートする「ニセコ町高齢者保健福祉計画」と「障がい者基本計画・障がい福祉計画」の策定に向けての作業に着手をします。

## (3) 健康づくり

健康づくりについては、「第3次ニセコ町健康づくり計画」に基づき、食生活、運動、心の健康、歯の健康と生活習慣病に関する事業を中心に実施していきます。

予防接種事業では、子どもへのワクチン接種を継続し、一般の接種については、風疹抗体検査などを引き続き実施、今年度から新たに「帯状疱疹予防接種」への扶助を開始します。また、子宮頸がんワクチンについては、定期接種とキャッチアップ接種を継続して実施し、今年度から9価ワクチンも扶助の対象とします。

健康診断事業については、健診受診率の向上のため、特定健診や各種がん検診を受診した人への綺羅ポイントを付与する事業を新たに実施し、健康教室や講座を開催するとともに、町民の皆様のご協力を得て実施している「エキノコックス駆除対策」も継続して行います。

## (4) 国民健康保険事業、医療制度

国民健康保険は全道の医療費推計などを基に、北海道が、ニセコ町で必要とされる国民健康保険

税の総額と税率を示し、町ではこれにより「保険税率」を決定しています。令和5年度の税率は、所得割が0.91%減、均等割が4,491円増、平等割が3,415円減となっており、賦課限度額は国の制度に合わせて2万円を増額しております。また、国民健康保険での特定健診についても、受診した人に対し綺羅ポイントを付与し、少しでも受診者が増加するよう努めてまいります。

#### (5) 地域医療の確保

地域医療、救急医療の確保、精神医療などの倶知安厚生病院の赤字を補填するため、病院所在地である倶知安町を中心に羊蹄山麓町村と運営費等の支援を行い、併せて、倶知安厚生病院の改築整備についても、関係町村と連携して整備費用を負担します。

また、町民のホームドクターとして重要な役割を担っていただいているニセコ医院については、平成25年度に導入したCT装置とX線装置の保守点検費用の一部を、協定に基づき支援をします。

### 3 環境に優しいニセコの創造

豊かな自然や景観が、私たちの暮らしと経済基盤を支える本町にとって、自然と調和した、持続可能な社会を築くことが、ニセコ町の価値を高め、自律したまちづくりにつながっていくものと考えています。

農業と観光を主産業とし、住むことが誇りに思えるまちづくりを進めるリゾート地として、地球環境負荷の低減、脱炭素社会の実現と気候変動に対応しつつ、併せて地域経済循環社会構築へと、その両立を図っていきます。

#### (1) 自然環境の保全と環境対策

ニセコ町の美しい自然環境を大切にしつつ、自然に調和した暮らしを維持するため、第2次ニセコ町環境基本計画、ニセコ町地球温暖化対策実行計画などに基づき、「環境創造都市ニセコ」の実現に向けた取組を進めます。

ニセコアンヌプリ山麓周辺をはじめ、観光施設などの開発計画が今後も予定されていますが、ニセコの自然や風景と調和し貴重な財産を守り育てるため、国定公園法、準都市計画、景観条例や地下水保全条例などの制度を適正に運用し、「秩序ある開発」への誘導を図っていきます。

廃棄物処理対策については、羊蹄山麓7町村が連携して可燃ごみの固形燃料化処理を倶知安町の民間事業者にも業務委託しておりますが、今後、観光客の入り込みの回復に伴い、ごみ量が増加することが予想されています。

町では、ごみの減量化と分別排出の徹底を図るため、令和2年度から、スマートフォンなどで利用できる「ごみ分別アプリサービス」の運用を行っていますが、引き続き、分別排出の周知を小まめに行うとともに、近年、ごみ処理経費が増大し、町の財政負担が増大の一途となっていることから、事業系廃棄物を中心として、ごみ処理料金の改定についての検討を開始します。

し尿処理については、羊蹄山麓環境衛生組合羊蹄衛生センターにおいて処理をしておりますが、現在の施設は築50年が過ぎ、施設の損傷が激しいことから、令和11年に新施設の稼働を目指し、各種計画策定などの準備を進めることとしております。

#### (2) 自立型省資源社会への転換

町では、「環境モデル都市」、「SDGs未来都市」として、環境負荷の低減と地域の活性化の



両立を目指し、将来にわたり持続可能な暮らし、まちづくりに向けた取組を進めてきました。平成30年には「世界首長誓約／日本」に署名し、令和2年には「気候非常事態宣言」を行い、令和3年には「再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例」と「自転車の適切な利用を促進する条例」を制定しました。本年度は、環境政策を推進するため、「第3次環境基本計画」、「脱炭素行動計画」、「地方公共団体実行計画」を策定し、併せて、省エネルギー性能の高い建物を普及させるための条例の早期制定を目指します。

### (3) 「株式会社ニセコまち」との連携

平成30年に国からSDGs未来都市として選定され、その中核事業であるNISEKO生活・モデル地区「ニセコミライ」の取組を進めています。本年度は、省エネルギー・高気密高断熱での木造集合住宅として賃貸住宅の建築工事が行われる予定で、令和6年3月の完成を目指しています。これらの光熱費を抑え、除雪や管理の負担が少なく、健康で暮らしやすい快適な生活環境の実現に向けたモデルとなる取組を支援します。

また、環境を基軸とした多様な連携の促進、脱炭素・地域活性化の推進を図り、持続可能なまちづくりを「株式会社ニセコまち」と共に進めます。

### (4) 林業の振興

森林は、町の基盤である自然環境や景観を構成する大切な地域資源であり、住民の暮らしに「豊かさ」をもたらしてくれる存在です。美しい景観を維持し、未来につないでいくためにも、計画的に整備することが必要であり、木材に付加価値をつけて経済を循環させ、地域ぐるみで森林づくりに取り組む必要があります。

本年度は、令和3年度に町の森林づくりの基本理念と方向性を示した「ニセコ町森林ビジョン」に沿って、将来世代へ引き継ぐための具体的な森林づくりを進めるために立ち上げた会社を支援し、町の豊かな森林資源を町民に伝え、利活用できるよう、人材の育成・研修や木育の取組に努めます。また、ニセコ町森林整備計画やその他の施策と調整を図り、森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう林業振興の取組を進めるとともに、民有林整備の促進と町有林での植栽事業、作業路の整備などの管理に努めます。

## 4 豊かな心と個性ある文化を育む

教育委員会や関係機関との連携を密にしながら、子どもが健やかに成長できる教育環境づくりを進め、多様な文化、スポーツ活動が、町民の皆様の主体的な行動によって展開されるよう支援に努めます。

### (1) 教育環境の充実

教育は、「第5次町総合計画」、「ニセコ町教育大綱」、「町教育振興基本計画」に沿って、教育委員会が取り組む事業を支援していきます。

### (2) 文化とスポーツの振興

誰もが気軽に文化活動への参加やスポーツに親しむことができるよう、令和2年度からスタートした「第7期社会教育中期計画」に沿って、社会教育、社会体育の諸事業を支援していきます。また、「冬季北海道札幌オリンピック・パラリンピック」招致活動については、北海道並びにM I C

E協定を締結している札幌市の要請に基づいて協力をしていきます。

### (3) コミュニティ活動と国際交流の推進

人々のコミュニティ活動や交流の場として中央倉庫群の役割は大きく、今後とも、気軽にくつろげる居場所として、また、町の地域振興とテレワークの拠点として多くの皆さんが利用しやすい施設となるよう、指定管理者を支援していきます。

集落再編により整備した地域コミュニティセンターについては、各地域コミュニティセンターの設備の改善を順次実施していきます。また、西富地区町民センターについては、西富地区周辺地域におけるコミュニティ活動や防災時の拠点としてのほか、より多くの皆さんが利用できる施設となるよう取り組みます。

国際交流員による交流事業は、これまで現役を含めた20人の外国人スタッフが活躍し、町民との文化交流、外国人向けの観光案内、誘客や町の広報媒体の多言語化のサポートを担うなど、幅広い国際交流活動を行っています。本年度は、一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR）の支援を受け、国際交流員5人を配置し、多文化共生への理解促進と、各種の国際交流事業を実施していきます。

## 5 安全で安心な暮らしを支える

町民の皆様や来訪される方々が、安心して暮らし、過ごすことができるよう、防災対策の充実強化、生活基盤、社会基盤の総合的な整備に引き続き取り組みます。

### (1) 防災・危機管理対策

近年、自然災害が頻発化し、全国各地で甚大な被害が発生しており、町では、「ニセコ町地域防災計画」、「町強靱化地域計画」、「町事業継続計画（BCP計画）」などに基づき、自治体としての危機管理体制を確保しつつ、防災関連備品の整備をはじめとする防災、減災対応機能の向上を図ってきました。本年も、自治会の協力を得て自主防災組織づくりに取り組むとともに、防災訓練を実施します。

また、原子力防災対策については、「ニセコ町地域防災計画・原子力防災計画編」に基づき、国、北海道、関係自治体などと緊密に連携し、引き続き町民の皆様への情報の提供に努めます。

一昨年から利用を開始した防災センター機能を有する役場庁舎は、防災対策の拠点として町民の皆様への安心と安全な暮らしに貢献するとともに、気軽に利用することができる親しみやすい庁舎になるよう配慮していきます。

消防については、羊蹄山ろく消防組合と連携を図りながら消防力の強化に努めるとともに、ニセコ支署消防庁舎の新築整備のための実施設計を行います。

### (2) 情報基盤の充実

コミュニティFM「ラジオニセコ」は、災害時における情報提供の手段として大きな役割を果たしており、令和4年11月には、難聴エリアの解消を目指し、民間ホテル事業者の協力を得て、ラジオ送信設備を移設することができました。本年度は、災害時における被災情報など町民皆様の生命と財産の確保に不可欠な情報をより確実に提供するため、役場庁舎に予備送信所を整備するための調査に着手し、令和6年度中の完成を目指します。

今後も行政情報をはじめ、町内の各種団体、観光イベント、ニセコルールにおける雪崩事故防止情報など、「聞くだけではない、出るラジオ」として町民から愛される「ラジオニセコ」の運営を支援していきます。

### (3) 住環境の整備と定住促進

これまで、慢性的住宅不足を緩和するため、民間賃貸住宅に対する建設費への補助、省エネ住宅改修、耐震改修への補助や公営住宅の長寿命化などに取り組み、住環境の整備に努めてきました。今年度は、国の補助制度を活用し、公営住宅中央団地5号棟の長寿命化型複合改善工事を実施し、併せて、株式会社ニセコマちが実施するニセコミライの集合住宅整備に対して支援をします。

### (4) 道路交通網の整備

町道については、整備後に相当な年数が経過している路線が多いため、舗装の劣化や防護柵などの破損が進んでおり、「ニセコ町道路維持個別施設計画」に基づき、財源となる起債等の活用を図りながら維持管理に努めます。本年の町道の整備は、「町道役場前通歩道整備施設設計」、「町道元町4線通改良舗装工事」、また、橋梁では、昨年につき「橋梁長寿命化点検委託業務」や「町道真狩川沿線小川橋補修工事」を行います。冬期間の除雪については、町民の皆様の協力を得ながら、冬道の安全確保に努めていきます。

### (5) 地域交通の確保

地域住民の生活や地域の観光などを支える持続可能な交通体系を構築するため、本年、公共交通政策のマスタープランとなる「ニセコ町地域公共交通計画」を策定します。高齢者、通学生や観光客などの利便性の向上を図るほか、北海道新幹線札幌開業後の交通ネットワークも見据えた、公共交通の維持と確保に努めます。また、平成31年度から実施してきた「助け合い交通」への支援や「ニセコ周遊バス」の運行については、事業内容を拡充して継続します。

北海道新幹線札幌開業に伴い、並行在来線となる函館本線の「長万部と小樽間」の地域交通の確保方策については、令和4年3月の北海道新幹線並行在来線対策協議会后志ブロック会議で、「バス方式」とすることが確認されております。今後も、北海道とJR北海道やバス運行会社での協議の内容が分かり次第、適宜お知らせをし、利便性の向上が図られるよう配慮していきます。

また、計画段階評価が行われている北海道横断自動車道の「蘭越―倶知安間」の計画路線やインターチェンジなどがどのように決定されるのかに留意し、国に情報の早期提供を要望していきます。

### (6) 空き家対策

令和4年に見直しをした「ニセコ町空家等対策計画」に基づいて、高齢者のみの世帯の住宅や別荘等の空き家が、今後、増加することが予想されることから、空き家が出ない予防対策の強化策の検討を進めていきます。

### (7) 上下水道

水道事業は、令和2年度から水道管路施設の更新事業や施設の老朽化対策を講じており、市街地区の配水管更新工事については引き続き進めていきます。また、本年度は、宮田地区の配水管更新工事を、市街地区では新たに水量、配水施設の拡張を行うための実施測量設計を行います。

農業集落排水事業を含む下水道事業については、施設の適切な更新と維持管理を行うため、「下

水道事業ストックマネジメント計画」と「農業集落排水施設最適整備構想」に基づき、国の補助事業を活用した下水道施設機械電気設備などの更新工事を進めます。

また、これまで特別会計で行っている農業集落排水事業については、令和5年度より、下水道事業の中に統合して事務の効率化を図ります。また、加えて令和5年度末までに特別会計から公営企業会計への制度移行が義務化されているため、条例改正などの諸手続を進めることとしております。

## 6 未来を見据えた行財政の基盤づくり

「ニセコ町総合計画」、「自治創生総合戦略」などの各種計画に基づく事務事業を実施するとともに、町が保有する行政財産と資源の有効活用を図り、効率的でかつ効果的な自治体経営基盤の確立に努めます。

### (1) 総合計画によるまちづくりと行財政運営

平成24年に策定した「第5次ニセコ町総合計画」「環境創造都市ニセコ」については、令和5年度で終了することから、本年、計画期間を令和6年度から令和17年度の12年間とする「第6次ニセコ町総合計画」を新たに策定します。町政運営における最上位の計画として、ニセコ町のまちづくりの理念や将来に向けて、目指す姿を明らかにするための計画とするとともに、「健全財政」を持続するものとなるよう配意いたします。

### (2) まちへの共感、関係人口の拡大（ふるさと納税）

自治創生総合戦略に掲げた関係人口の拡大を図るため、「ふるさと住民票」の活用をさらに広く周知するとともに、寄附者の思いが地域へつながり、魅力あるまちづくりへと展開できるよう、情報の発信と交流に努めていきます。

昨年11月に、旅行者がスマートフォンなどで寄附することができ、返礼品として、町内の加盟店で利用できる電子通貨「N I S E K O e u m o」を受け取ることができる旅行者向け「ふるさと納税（e旅納税）」が運用を開始しております。この仕組みは、SNS機能によって、地域とのコミュニケーションが図られることが特徴であり、この制度を広め、まちの取組に共感してくれる関係人口の拡大とふるさと納税の拡充に努めます。

### (3) 自治創生の推進

令和2年に策定した「第2期ニセコ町自治創生総合戦略」に基づき、各種事業を進めた結果、現在のところはおおむね想定規模の人口で推移しつつありますが、今後の人口減少社会への対策と地域経済の循環への取組の強化を進めていきます。また、まちづくりの担い手として、地域おこし協力隊の配置を拡大するとともに、隊員の定住や起業活動を支援し、併せて、集落支援員制度の活用も図っていきます。

さらに、持続可能なまちづくりを進めるため、株式会社「ニセコまち」や新たな森の会社との多様な連携を進め、企業版ふるさと納税などによる関係人口の拡大に努めます。

### (4) 計画的な公共施設管理

「公共施設等総合管理計画」や「個別施設計画」に基づき、計画的な維持修繕、類似施設の統廃合、長寿命化、施設管理の見直しや廃止の検討などに努めます。また、町が保有する資産は、売却や貸付けなどの有効活用を検討し、町の財政の健全性の保持に努めます。施設整備では、「ライフ

サイクルコスト」と「持続性」を重視し、施設のコンパクト化や統合なども含め、国の諸支援制度を最大限活用しつつ、将来を見据えた社会基盤の整備に努めます。

#### (5) 広域行政の推進

広域行政については、税の滞納整理、国民健康保険、介護保険、行政不服審査会に関する事務を行っている「後志広域連合」の機能がより発揮されるよう検討を進めます。また、「羊蹄山ろく消防組合」や「羊蹄山麓環境衛生組合」においては、共通経費などの負担が増加しており、構成町村と連携して負担の増加やそのことが恒常化しないよう協議を進めていきます。

以上、令和5年度の町政執行に関する基本方針を申し上げましたが、今年度もこれまでと同様、私の基本姿勢である「公正、スピード、思いやり」の行動原則を柱に、次代を担う子どもたちへの投資、子育てしやすい環境の拡充を図り、「1つ目として資源の循環、2つ目としてエネルギーの循環、3つ目として地域経済の循環」という、ニセコ町が将来にわたって自律し、持続していくための3つの循環による「子どもの笑顔が輝く元気なニセコづくり」に努めていきます。

終わりに、町議会並びに町民の皆様のご理解とご支援を心からお願い申し上げます、令和5年度の町政執行方針といたします。

なお、事業の詳細については、次ページ以降に添付の「Ⅲ 政策分野別の事業詳細」をご覧くださいいただきますようお願い申し上げます。

新年度に向けてどうぞよろしくお願いをいたします。

以上で終わります。

○議長（猪狩一郎君） これをもって令和5年度町政執行方針の説明を終わります。

この際、議事の都合により13時まで休憩いたします。

休憩 午前 0時00分

再開 午後 0時55分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎日程第6 令和5年度教育行政執行方針

○議長（猪狩一郎君） 日程第6、令和5年度教育行政執行方針の件を議題とします。

これを許します。

教育長、片岡辰三君。

○教育長（片岡辰三君） それでは、第2回ニセコ町議会定例会におきまして、令和5年度教育行政執行方針について説明をさせていただきます。

1ページをおめくりください。

令和5年第2回ニセコ町議会に当たりまして、執行方針について述べさせていただきます。

社会の在り方が劇的に変わる「society5.0時代」の到来、少子高齢化の進行による人口減少、また、新型コロナウイルス感染症拡大などの影響が残る中、依然として先行き不透明な「予測困難な

時代」において、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越えて、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会のつくり手となることができるよう教育することが求められています。

また、情報技術の革新や交通網の発達に伴い、国境を越えて世界全体に影響を及ぼすグローバル化が加速しております。さらに、ICTの活用が加速的に普及するなど様々な側面でグローバル化が進展しました。

新学習指導要領が、小学校、中学校、高等学校において実施され、その評価・改善が求められるようになっております。本指導要領において、「社会に開かれた教育課程」を重視し、生きる力を育むため「何のために学ぶのか」という学習意義を共有しながら、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善と、組織的・計画的に教育活動の質の向上を図るため「カリキュラム・マネジメント」の確立を推進することが必要です。

このような中、「ニセコスタイルの教育」の充実を図り、コミュニティ・スクールの活動との一体化を図りながら地域教育資源を有効活用して、地域全体で子どもたちの英語力向上や豊かな学びの体験機会などの拡充に取り組みます。そして、「社会に開かれた教育課程」の推進に努めます。

また、学校におけるICTの活用を積極的に推進し、教師の指導力の向上を図るとともに授業改善を推進することができるよう学習環境の充実に努めます。

特に、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の往還による一体的な取組が実現できるよう、学校内外で教育の質が高められるよう環境づくりを進めます。

以下、令和5年度の主な施策について大きく8つの目標と26の施策について申し上げます。

## 1 持続可能な社会実現の推進

### (1) SDGs・ESDの推進

世界には気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大など人類の開発活動に起因する様々な地球規模の問題があります。これらの問題を解決するために、世界の共通目標として掲げられたSDGsをニセコ町においても一層推進し、将来にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、自らの意識を変革し行動する必要があります。

教育は人が生きる上での基盤となるものです。SDGsの未来都市や環境モデル都市の取組をはじめニセコならではの環境を生かし、子どもから大人まで誰もが質の高い教育を受け、生涯にわたって学びを深める持続可能な社会のつくり手を育む教育を推進し、持続可能な社会の実現につなげていきます。

## 2 豊かな心と健やかな体の育成

### (1) 子育て支援の推進

子どもたちの笑顔が輝く町を目指し、「ニセコ町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援策を総合的に推進します。

地域子育て支援センターでは、未就園の親子を対象とした交流・学習の場の提供や子育てに関する相談・援助のほか、一時保育や休日保育を実施し子育て環境の向上を図ります。

学童期の児童に対しては、放課後に安全・安心な居場所や発達段階に応じた遊びや生活ができる場として、ニセコこども館における学童保育事業や放課後子ども教室を実施し、子どもの健全な育成を図ります。

また、子育ての相互援助活動を行うファミリーサポートセンター事業やNPO法人による長期休暇中の預かり保育活動、子どもの遊び場の充実などを進め、地域の力を活用しながら地域全体で子どもを育むまちづくりを進めます。

## (2) 幼児教育・保育の推進

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期です。子どもが安心して生活できる場を提供し、成長や発達を支えるとともに質の高い幼児教育を実現していくことが重要です。

そのため幼児教育と保育の両面を担う幼児センターでは、自然の中での保育遊びや生活を通して、基本的な生活習慣の育成や豊かな心と健やかな体の育成につながる教育・保育に取り組みます。

また、家庭と連携した絵本の読み聞かせや、外国語指導助手・国際交流員による英語タイムなど家庭や地域との関わりを深めながら保育を進め、幼児期に終わりまでに育ててほしい姿を大切にし、小学校の学びへの円滑な接続、中学校・高校・大学等との連携や交流を推進し、幼児教育・保育の一層の充実に努めます。

## (3) 体力・運動能力の向上

体力は、人間の活動の源であり、健康の保持のほか、意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており「生きる力」を支える重要な要素です。

子どもが健やかな生活を送るためには、日常的な遊びや運動によって体力の向上を図るとともに、基本的な生活習慣づくりが必要です。全国体力・運動能力調査などの結果を活用し、幼児センター・各学校での体力づくりの充実や運動習慣の定着に努めます。

スポーツ少年団の活動や北海道日本ハムファイターズと連携した社会体育事業、小学生低学年を対象とした様々なスポーツを体験する「夕方スポーツクラブ」など、地域の関係団体や家庭と連携し、子どもの興味関心に応じて気軽に楽しく運動できる施策を推進します。

## (4) 健康教育・食育の充実

家庭と学校の連携による家庭教育学級などを通して、健康教育や食育に係る学習を実施するなど、明るく楽しい家庭生活を送るための取組に対し支援を行います。

学校給食については、安全で安心、安定した運営のため、衛生管理の徹底のほか、調理機械や設備の適切な維持管理や点検・修繕の実施、全学校の児童生徒が使用する食器とトレイの入替え、高校用の配膳コンテナの導入を行います。また、調理機械等の更新を計画的に進め、本年度は食器・食缶・トレイ洗浄機1台、電気回転釜2台を更新します。

また、地元をはじめとする道産・国産の食材の活用により、様々な食に触れることができるよう努めるとともに、学校給食を通じて望ましい食習慣や食文化、食を通じた健康への関心を育てる食育指導を進めます。

アレルギー対応については、保護者や児童生徒、学校と連携をして、個別に対応してまいります。

学校給食費については、食材費が値上がりの傾向にあります。保護者の負担軽減を考慮し、本

年度も公費負担により学校給食費の1食当たりの単価の値上げを抑制し、及び第3子以降の学校給食費の免除を引き続き行います。

#### (5) 人権・道徳教育の推進

学校における人権教育を含めた道徳教育では、子どもたちに自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として、他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う教育を進めます。

ニセコ町は、海外からの移住者も多く多様な文化や社会的背景が異なる児童生徒にも、互いに平和で民主的な社会の実現と互いの人権、多様性を尊重し思いやる心を育むとともに、様々な人との関わり合いなどを通して、人を思いやる心や命を大切にする心など、社会性や豊かな人間性を育むために、家庭や地域と一体となって道徳教育の取組を進めていきます。

また、子どもの権利条約に基づく子どもの人権を最大限に尊重し、豊かな心や人間性の育成に努めるほか、まちづくり基本条例第11条に基づく子どものまちづくり参加を進めます。

有島武郎が残した相互扶助理念の定着のほか、平和で民主的な社会や人権、多様性を尊重し、他者を思いやる心を育てる取組を進めます。

### 3 確かな学力の育成

#### (1) 新しい時代に必要となる資質・能力の育成

小中学校では、全国学力・学習状況調査の結果を分析し、学力向上に向けた教育活動の検証と改善に教職員が一体となって組織的に取り組みます。また、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進め、新しい時代に必要となる資質・能力を育成します。

高校では、生徒が自ら解決すべき課題を見だし、主体的に考え、多様な立場の者と協働的に議論し、納得策を生み出すなど、新学習指導要領が目指す資質・能力を確実に育成するため、教科等横断的な教育を実践します。また、生徒一人一人に応じて「個別最適な学び」を進めることができるようにするとともに、探求的な学習活動や体験活動などを通じて「協働的な学び」を充実させる教育を実践します。

本町では、学ぶための基礎である読書活動を推進するため、第3次子どもの読書活動推進計画を策定し、子どもたちが読書を楽しむことができるよう、あそぶっくの会の協力により学校図書館の整理、選書など、読書環境の整備を図ることにより子どもの読書に親しむ機会の推進を図ります。

#### (2) 特別支援教育の推進

特別支援教育に関する理解の高まりや、障害のある子どもの就学先決定の仕組みに関する制度の改正等により、通常の学級に在籍しながら通級による指導を受ける児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒数の増加が見込まれております。

情報化が進展する中、ICTは特別な支援を必要とする児童生徒の学習上または生活上の困難を改善・克服させ、指導の効果を高めることができる重要な手段です。国のGIGAスクール構想により1人1台端末の整備が行われたことから、特別支援教育の充実に向け効果的に活用する必要があります。

通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対して特別支援講師を1名追加配置し



学習環境の充実に努めます。昨年度まで巡回通級指導で行われていた「ことばとまなびの教室」については、ニセコ小学校に担当教員を配置することにより自校化に取り組みます。

### (3) S T E A M教育の推進

小学校、中学校での各教科等や「総合的な学習の時間」における教科等横断的な学習や探求的な学習の実践を行い、他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、整理や分析を行い、まとめたり表現したりするなどの学習活動を推進します。

また、高等学校での「総合的な探求の時間」や「課題研究」の改善・充実に努めます。大学と連携して各教科の授業改善を推進したりするなどの各種プロジェクトを通じた、各学校における、実社会での問題発見・解決につながる教科等横断的な取組の推進や、探求のプロセスを踏まえた学習活動の一層の充実に努めます。実社会での問題発見・解決につながる教科等横断的な学びに係る指導方法や評価方法等に関する教員研修を進めます。

### (4) キャリア教育の充実

キャリア教育は、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程であるキャリア発達を促すことが重要です。

こうした中、進学や就職などの進路の目標が定まらないまま卒業を迎える生徒が一定程度いることから、児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向けた資質・能力を身につけていくことができるよう、小・中・高校におけるキャリア教育の充実に努めます。

特に、ニセコ高校においては、企業や産業界、大学等と連携し世界を視野に地域の課題解決に主体的に取り組むなど、地域の持続的な成長を支える最先端の職業人の育成を進めます。

## 4 ふるさと・多文化共生の推進

### (1) ニセコスタイルの教育の推進

「ニセコスタイルの教育」は、小中学校9年間の連続性のある教育を見据えた教育であり、幼児センターやニセコ高校の教育との連続性も考慮した「4校種が連続した一つの学園体」と捉え、発達段階に応じた連続性のある教育を展開します。

ニセコスタイルの教育を推進するため地域の特性を踏まえ、その推進を図るため次の3点を重点項目として取り組みます。

1つ目の「英語教育」は、3名のA L Tの配置や国際交流員の活用を図るなど学校間連携を行いながら、引き続き英語教育の推進を図ります。

2つ目は、ニセコ町を探求する「ふるさと学習」です。中学校では、地域の歴史や文化、自然などを調べてI C T機器を使って問題集（「ニセコガイド検定」）を作成するなど実践してきました。今後はさらに内容の充実に努めながら、他校種での取組を推進し、発達段階に応じた学びの確立を図ります。

3つ目は「I C Tの活用」です。全児童生徒がI C T端末を利用できるように授業等での活用が行われ、新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖時などに端末を持ち帰り授業を行うなどI C T端末の活用の幅も広がってきております。

また、ニセコ町教育研究会の組織見直しを図りながら、研修や実践を積み重ね、児童生徒の主体的な学びを確保できるよう全体のブラッシュアップに努めます。

## (2) 国内外交流・国際理解の推進

グローバル化が進展する社会において、多文化共生社会の実現に向け、文化や考え方の多様性を理解し、多様な人々と協働していく力や「持続可能な開発目標」などを踏まえた持続可能な社会づくりにつなげていく力など、グローバルな視野で活躍するため必要な資質・能力を育成することが重要です。

ニセコ地域は世界が注目する国際リゾートとして今後もインバウンドの増加が見込まれます。

本町は、国内外から移住した人も多く、価値観が多様化しています。ニセコ町の多文化共生の社会づくりには、文化や習慣の違いなどを認め合い、互いによく理解、尊重し、助け合って生活していくことが必要です。そのため、こうした視点から、町民誰もが参加、交流できる文化・スポーツ等の事業の実施を支援します。

また、多文化理解の視点では、英会話をより身近にするため、国際交流員による小学生を対象とした放課後子ども教室での英会話交流や高齢者を対象とした寿大学学習会での交流など、多文化に触れる機会を提供します。

さらに、町の国際交流推進協議会が行う英会話教室や文化イベント等の事業との連携のほか、北海道インターナショナルスクールニセコ校の児童生徒との交流の場も充実します。

多様な交流機会確保の視点では、子どもたちが異なる町の文化やコミュニケーションに触れることで、視野を広げ、新しい発見から「自分の町を振り返り理解する」機会を引き続き提供します。本年度は鹿児島県薩摩川内市への訪問「少年の翼セミナー」並びに滋賀県高島市の児童生徒受入れなどの少年交流事業を実施します。

## (3) ニセコ高校の振興

国際化するニセコ町の環境を最大限に生かし、ニセコ高校の入学希望者を増やすため農業学科から総合学科への学科転換を図ります。今年度は、総合学科設置に伴う、系列の整理とカリキュラムの検討に入ります。また、老朽化した現在のニセコ高校寮「希望ヶ丘寮」についても遠距離からの入学希望生徒や地域と生徒が交流できる新たな視点を持つ寮の計画も進めます。

ニセコ高校の4年生への進級希望者に対しては海外留学の費用負担を軽減するなど、世界で活躍できるグローバル人材育成に向けた取組を進めます。

## 5 学びの質を高める環境の確立

### (1) ICTの活用推進

新型コロナウイルス感染症の拡大により臨時休業の措置が取られ、登校できない子どもたちの学びを保障する対策として、学校と家庭をオンラインで結んだ学習活動をはじめとするICTを活用した学習スタイルが急速に進展しました。

各学校においては、ICT環境の充実や教員のICT活用指導力の向上など、ハード・ソフト・人材を一体とした環境整備を進め、教科指導等においてICTを適切に活用し、学習への興味・関心を高めることや、障害のある子どもなどの特性に合わせた支援を行うなどして、教育の質の向上

をさせ、子どもたちの情報活用能力の育成を図るために、ICTの積極的な活用法に関する研修会を行うなど教職員の資質向上を図ります。

#### (2) 教育相談・生徒指導支援の推進

平成28年に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が制定され、全ての児童生徒が安心して教育を受けられるようにすることや、不登校の児童生徒の休養の必要性を踏まえて学習支援を行うことが求められています。

いじめや不登校、ネットトラブルへの対応、新型コロナウイルス感染症の影響による差別・偏見の防止への対応など、児童生徒を取り巻く社会の変化に応じた対応が求められています。また、「いじめ防止基本方針」に基づく早期発見と、未然防止に努めるほか、児童生徒の主体的な活動を大切に、ルールなどを自らが考え実践できる教育環境づくりに努めます。

これら課題解決の一助とするべくスクールカウンセラーを配置し児童生徒や保護者との相談を充実します。

#### (3) 教職員の研修機会の充実

近年の学校現場は、児童生徒の多い時代に採用された教員の大量退職期を迎えており、それに代わって多くの新規採用者を必要としています。学校の職場環境の面などから教員を目指す者が少なくなっており、持続的な学校教育の場の提供が危ぶまれる状況にあります。

こうした危機的な状況においても、より質の高い教育を継続的に提供し、子どもたちの可能性を最大限に伸ばさせることができるよう、教員が強い使命感や豊かな社会性、実践的な指導力など資質能力を十分に備えるとともに、各学校において持てる力を存分に発揮できる職場環境の実現が求められています。

「ニセコスタイルの教育の日」を設定し、町内全校種の教職員が一堂に集まり研修を行うほか、専門性を有する研修を行うなど、研修の個別最適化や教員同士の協働的な学びの充実を図ります。

#### (4) 働き方改革の推進

学校における働き方改革は、各学校の教育目標の実現に向けて、限られた人的・物的資源を効果的に活用しながら、真に必要な教育活動に注力するために行う取組であり、学校運営そのものであるという考え方の下、各学校において学校改革の取組を支援します。

教職員に代わって指導を行う「部活動指導員」の配置や休日部活動の地域移行に向けた検討を進めます。

また、学校の勤務時間外の電話対応のために音声応答装置を設置し、学校現場の負担軽減に努めます。

#### (5) 学びのセーフティネットの構築

令和元年6月に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」において、教育の支援について、教育の機会均等が図られるべき趣旨が明確化され、子どもの「将来」だけでなく「現在」における貧困対策を総合的に推進することが求められています。

子どもの生まれ育った地域・環境によって左右されることのないよう、就学援助制度の切れ目ない経済的支援により全ての児童生徒が安心して就学できる環境づくりが大切です。

さらに、外国人の児童生徒に対する就学機会の提供を推進するほか、日本語ができない児童への教職員の配置を行い、帰国児童生徒も含め、学校生活への適応を図るとともに、適切な指導を行います。

## 6 地域と学校の連携の充実

### (1) コミュニティ・スクールの推進

学校と家庭、地域が課題や目標を共有し、地域と共にある学校づくりを目指すコミュニティ・スクールの活動を引き続き展開し、本町の自然環境や人材、まちづくりの取組など豊富な教育資源を用いながら、個性豊かでニセコを愛し、ニセコに誇りを持つ子どもを育む教育を充実に取り組みます。

コミュニティ・スクール委員会では活動を積み重ねる中、実情に合わせて組織の見直しや活動方針等の修正を行ってきました。

特に学校評価に係るコミュニティ・スクールの役割を明確にし、地域の実情を教育現場に反映できるようにさらに工夫をしていきます。

### (2) 学校危機管理体制の強化

近年、大規模災害が大きな影響を及ぼしており今後もこうした大規模災害の発生が懸念されています。また、登下校時の児童生徒が交通事故に遭うなど、児童生徒の安全確保が重要な課題となっています。

自然災害の少ない本町ではありますが、登下校時の交通事故や爆破予告のファクスなど様々な危険が想定される中、学校と教育委員会、警察などの関係機関との連携を一層強化しニセコ町通学路安全推進会議による通学路点検や、発達段階に応じた児童生徒の交通安全教育や防犯教育、防災教育を一層推進します。

また、学校への不審者の侵入を防ぐために防犯カメラの設置を進めます。

スクールバスの運行については、安全第一の運行に努めるほか、適切な路線設定による運行時間短縮に取り組みます。

## 7 生涯学習・スポーツの充実

### (1) 生涯学習機会の充実

第7期社会教育中期計画に基づき、町と教育委員会、学校、家庭、地域や関係機関・団体などとの連携を強化し、子育て支援体制の充実、多文化交流機会の充実、地域を知る機会の充実及び高齢者の健康の4項目を柱とする各種施策を引き続き推進します。

多文化交流機会の充実では、職種や年代、国籍を問わず、誰もが取り組める事業の実施や支援、国際的な視点での多文化理解の場となるスポーツの機会や芸術・文化活動を提供するための工夫に努めます。

地域を知る機会の充実では、ニセコの恵まれた自然環境とその保全や歴史をより深く理解し、郷土愛を育む機会の提供に努めます。

高齢者の健康では、寿大学での学習会や交流会などを通して、知識と教養を高め、健康で明るく文化的な生活を送るための取組を行います。

このほか、北海道日本ハムファイターズや元・現役アスリート等との連携によるスポーツ教室の開催、文化まつりでの芸能発表及び作品展、児童生徒の作品展など、学習の機会や成果を多くの方に広める場の提供に努めます。

また、子どもたちが、ニセコの人・物・自然などの様々な教育資源を体験し、発見や感動を通してふるさとのよさを知るとともに、将来に向けてたくましく生きる心・体を育むことを目的とした「ニセコみらいラボ」を引き続き行います。

## (2) 生涯スポーツ活動の推進

スポーツは明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や、個々人の心身の健全な発達に寄与することから、本年度もニセコの自然や人材などの教育資源を生かしたスポーツ活動の充実に取り組みます。

幼児や児童生徒を対象とした事業では、幼児用スキークの貸出事業やこどもスキーフエスティバル兼全町児童生徒スキー大会の開催、初心者の子どものためのスキー教室や夜間スキー・スノーボード講習会を行います。

これらのウインタースポーツをより身近に親しむための支援として、町内スキー事業所の協力を得ながら、児童生徒のスキークリフト券助成事業を行い、小学1年生から3年生の保護者が利用できるリフト券の助成も行います。

また、小学校低学年を対象に、スポーツ推進委員の主催により、様々なスポーツを体験する中からスポーツへの関心と自分に合ったスポーツを見つける機会とする「夕方スポーツクラブ」を実施します。

このほか、夏休み期間中の町民ラジオ体操会を継続します。

町民の健康増進と親睦を目的として定着している、運動公園開幕スポーツ大会をはじめ、ふれあい町民運動会などの大会を継続して開催するほか、スポーツ競技振興のため各種団体が主催する町長杯スポーツ大会の開催を支援します。

第41回目を迎えるニセコマラソンフェスティバルについては、新型コロナウイルス感染症により3年間実施できませんでしたが、感染防止や安全面の確保に配慮しながら、実行委員会による運営を支援します。

町の少年スポーツ、健康スポーツ、競技スポーツの各分野で中心的な役割を担う体育協会に所属する競技団体やスポーツ少年団の活動への支援を行い、地域に根差したスポーツ活動の推進並びに指導者の育成及び確保に努めます。

また、持続可能な部活動の実現に向けて、部活動の段階的な地域移行が目指されており、ニセコ町休日部活動の実現に向けて、部活動の段階的な地域移行が目指されており、ニセコ町休日部活動の地域移行検討協議会において、町として目指す方向性を検討していきます。

2030年北海道・札幌オリンピック・パラリンピック冬季競技大会招致活動については、国や札幌市の動向を見ながら、それらの取組に協力してまいります。

## (3) 生涯学習・スポーツ施設の充実

所管する各施設については、安全かつ快適に、誰もが利用しやすい、生涯学習・文化・スポーツ施設とするため、長期的な整備計画が必要であると考えています。

学習交流センター（あそぶっく）は、今年開館20周年を迎えます。図書館としての機能を充実させるよう指定管理者を支援するとともに、施設の適切な維持管理に努めます。

有島記念館においては、経年による老朽化が課題となっていることから、長期的な展望に立った施設の適切な維持管理に努めます。有島記念公園などの施設周辺につきましても文化・芸術施設にふさわしい環境の維持を基本としながら、その活用について引き続き検討を進めます。

体育施設においては、建設から40年が経過する総合体育館では基本調査に基づき早期補修箇所については補修を実施するとともに、全ての体育施設の適切な維持管理と適時補修に努めます。

## 8 文化・芸術の振興

### （1）芸術文化活動の推進

文化・芸術は心豊かな社会の形成に寄与することから、関係団体や行政が役割を分担・連携しながら、文化協会主催による町民向けコンサートの開催など文化芸術施策を展開していきます。子どもたちの豊かな創造力や思考力などを養うため、児童生徒を対象とした青少年芸術鑑賞会や児童生徒作品展を開催します。

また、ニセコ町民センターや学習交流センター「あそぶっく」、有島記念館などの施設を活用し、音楽鑑賞など芸術に触れる機会の確保に努めます。

中央地区JRニセコ駅隣接地のニセコ鉄道遺産群では、ニセコ町鉄道文化協会との連携の下、本町に存在する鉄道文化遺産の認知度を町内外に広め、理解と愛着を深めるための取組として、鉄道車両を公開するイベントの開催、広報活動の強化やオリジナル商品の販売などを行います。

なお、鉄道文化遺産の保管及び展示に当たっては、安全管理並びに環境整備に十分配慮します。

このほか、郷土資料については、ニセコ町に関する貴重な歴史的文化的文化財の収集・展示事業に加えて、保管設備の設置や資料のデジタル化など収集・保全の充実化を進め、有島記念館の郷土資料館としての機能充実にも取り組みます。

### （2）読書活動の推進

学習交流センター「あそぶっく」を活動拠点として活動する指定管理者「NPO法人あそぶっくの会」に対して、日常的に楽しく身近に読書ができる環境づくりのための支援を行い、町民の読書活動を推進します。

また、第3次子どもの読書活動推進計画に基づき、学校を通じた児童生徒の読書活動の推進として、「あそぶっくの会」の協力による学校図書館支援を行い、学校図書館の環境整備や有効活用、選書の充実に取り組みます。

### （3）有島記念館の充実

有島記念館は、大正期を代表する作家有島武郎の文学、農場解放の軌跡などを紹介・伝承する施設です。文学、郷土史、美術品に関する企画展のほか、コンサートやギャラリートークなどの普及事業の開催により、有島記念館の来館者数は増加傾向にはありますが、さらに有島武郎の認知度と理解を得るため、有島本人や本町を紹介する企画展などを姉妹・友好提携館などと連携して開催します。本年は有島武郎没後100年の年に当たり、記念事業に取り組みます。

また、貼り絵作家、藤倉英幸氏からの受贈作品を有効活用し企画展を開催します。

さらに、有島記念館の認知度を高めるため、同館の学芸レベルを一層向上させ新たな事業の企画立案とその実行の迅速化に取り組みます。

令和5年度におきましても、教育委員会運営の一層の充実を図りながら、教育を取り巻く諸課題に積極的に対処していく所存でございます。町民の皆様、町議会議員の皆様の教育行政へのご理解とご支援をお願い申し上げて、教育行政執行方針の説明を終わらせていただきます。

○議長（猪狩一郎君） これをもって令和5年度教育行政執行方針の説明を終わります。

◎日程第7 令和4年発議第6号

○議長（猪狩一郎君） 日程第7、令和4年発議第6号 健康保険証廃止の見直しを求める意見書案の件を議題とします。

本件に関し、委員長より報告を求めます。

総務常任委員会委員長、篠原正男君。

○総務常任委員長（篠原正男君） それでは、日程第7、令和4年発議第6号に関わる総務常任委員会報告を行います。

令和4年12月8日の本会議において当委員会に付託されました令和4年発議第6号 健康保険証廃止の見直しを求める意見書案に関して12月8日、12月16日、3月1日の3回にわたり総務常任委員会を開催し、制度の調査を行うとともに、慎重審議を重ねてまいりました。

その結果、システムを導入するに当たり医療を円滑に受けられるよう特段の配慮を求める内容に修正し、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、デジタル大臣へ意見書として提出すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

これよりただいまの総務常任委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより令和4年発議第6号 健康保険証廃止の見直しを求める意見書案の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は修正し、可決すべきものであります。本件は委員長の報告のとおり

決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、健康保険証廃止の見直しを求める意見書案については修正し、可決すべきことに決しました。

◎日程第8 議案第1号から日程第21 議案第14号

○議長（猪狩一郎君） 日程第8、議案第1号 ニセコ町個人情報の保護に関する法律施行条例の件から日程第21、議案第14号 令和5年度ニセコ町公共下水道事業特別会計予算の件までの14件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） それでは、よろしく願いいたします。最後のほうまで一括説明ということで長くなりますが、ご了承いただきたいと存じます。

まず、日程第8、議案第1号 ニセコ町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてでございます。

議案の2ページをお開きください。議案第1号 ニセコ町個人情報の保護に関する法律施行条例。ニセコ町個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月7日提出、ニセコ町長、片山健也。

まずは、5ページをお開きいただきたいと思います。初めに、提案理由の説明でございます。下のほうでございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法令の整備に関する法律、こちらの令和5年4月1日の施行によりまして個人情報の保護に関する規律が個人情報保護法に統一されることに伴い、本町の個人情報保護条例を廃止し、個人情報の保護に関する法律の施行条例を制定するというものでございます。これまで国、それから独立行政法人、民間事業者、そして我々地方公共団体などが別々の法律、条例によって取り扱ってきた個人情報を同一の法律の規定によって扱うということになりまして、このため本条例は個人情報保護法の規定によりニセコ町固有で規定が必要な事項のみを定めるという条例になってございます。

条例本文は3ページから5ページのとおりでございますが、主な内容は3ページの第3条では、例えばでございますが、町がアンケートなどを行うために住民基本台帳情報を活用する場合、事務の目的や対象者の数、範囲などを町長に届出することなどが規定されてございます。そのほか、1,000件を超える情報を扱う場合には個人情報保護のファイル簿、こちらを整備するということが規定されるようになります。

また、4ページ、上の第5条において、国の機関の場合、開示請求等に係る手数料は300円と規定してございますが、町では従前から手数料は無料ということであるため、引き続き手数料は無料としております。ただし、コピーなどの実費は徴収をいたします。

このほか、第6条では個人情報の訂正請求手続、第7条では個人情報の利用停止請求手続などを



規定しているということでございます。

4ページの中ほどでございますが、附則であります。附則の第2条において、これまでのニセコ町個人情報保護条例は、廃止となります。

1条戻っていただきまして、附則の第1条、こちらにおいては、この条例は、令和5年4月1日から施行するということでございます。

最後に、5ページの下でございますが、この条例改正に関する町民参加の状況でございますけれども、令和5年2月10日に情報公開審査会と個人情報保護審査会を開催し、委員に意見を求めましたが、特に意見はございませんでした。また、令和5年2月15日から26日までこの条例を公表し、特に意見はございませんでした。

議案第1号に関する説明は以上でございます。

日程第9、議案第2号 ニセコ町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定でございます。

6ページでございます。議案第2号 ニセコ町情報公開・個人情報保護審査会条例。

ニセコ町情報公開・個人情報保護審査会条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月7日提出、ニセコ町長、片山健也。

まず、11ページをご覧くださいと思います。11ページでございます。提案理由でございます。同じ内容になりますが、デジタル社会の形成を図るための関係法令の整備に関する法律の令和5年4月1日の施行によりまして個人情報の保護に関する規律が個人情報保護法に統一されることに伴い本町の個人情報保護条例が廃止され、審査会条例により情報公開と個人情報保護の審査会の一本化を図るため、ニセコ町情報公開・個人情報保護審査会条例を提出するというものでございます。このとおり審査会を一つにし、条例も一本化するということにいたしました。

条例本文につきましては、7ページから9ページに記載をしてございます。今回新たに制定する条例では、これまで罰則規定を設けていませんでしたが、秘密漏えいに対し1年以下の懲役または50万円以下の罰金の罰則規定を設けてございます。これに伴い検察に対し協議を行い、同意をいただいております。

9ページ下段の附則の第1条にありますとおり、この条例の施行については、令和5年4月1日からということ規定をしてございます。

こちら最後になりますが、11ページの下でございます。この条例改正に関する町民参加の状況でございますが、令和5年2月10日に情報公開審査会と個人情報保護審査会を開催し、委員に意見を求めました。特にご意見はございませんでした。それから、令和5年2月15日から26日までこの条例を公表をしまいましたが、こちらについても特に意見はございませんということございました。

議案の第2号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第10、議案第3号 ニセコ町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてということをご説明いたします。

議案第3号 ニセコ町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例。

ニセコ町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月7日提出、ニセコ町長、片山健也。

20ページをご覧いただきたいと思います。20ページの下に提案理由がございます。本条例は、平成28年に一部改正されているものの、大きな見直しは行っておらず、昨今の社会情勢等の変化を踏まえ、より実態に即した内容に改正する必要性が生じていることから、今回職員の旅費支給の在り方全般を見直し、国が改正した基準に合わせることで、より柔軟な旅行を可能にすること、外国旅行における日当、宿泊料の見直し、一部文言の整理を行う必要があるため、本条例を提出するというところでしております。

主な改正内容でございますが、一つには国に準拠した鉄道賃の利用拡大をしているということ、それから船賃、それから航空賃の見直しをしていること、それから都内の旅費の実態に即した車賃の整理、拡大をしたこと、それから制度の縮小にはなりますが、近隣への出張における日当を支給しない地域、これを拡大したということ、それから状況に応じた宿泊料の拡大をしたこと、それから講演会受講料でありますとか宿泊税などの経費を旅費で支給できるように改正したこと、それから外国旅行の旅費の整理をしたこと、それから国に準拠した移転料等の改正を行ったこと、それから包括旅行商品、いわゆるパック旅行、こちらの活用を新たに規定をしたということ、それから出張後の私用活動の弾力化を規定をさせていただいたということが主な改正の内容でございます。主にこれらの内容を13ページから20ページまでの本文において反映させておまして、今申し上げた内容で改正をしているということでございます。

20ページをご覧いただいて、20ページの中ほど、附則でございますが、この条例は、令和5年4月1日から施行いたしますが、第29条から31条の移転料、着後手当、扶養親族等移転料、こちらについては令和4年4月1日からの適用ということで規定をしてございます。

なお、この条例についての新旧対照表は別紙にご用意をしてございます。5ページから26ページということになりますが、これについては後ほどご覧いただきたいというふうに存じます。

最後に、20ページ下のこの条例改正に関する町民参加の状況でございますけれども、ニセコ町まちづくり基本条例第54条第1項第3号に該当し、住民参加等の手続を要しないとしているところでございます。

議案第3号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第11、議案第4号 ニセコ町手数料徴収に関する条例の一部を改正する条例でございます。

22ページでございます。議案第4号 ニセコ町手数料徴収に関する条例の一部を改正する条例。

ニセコ町手数料徴収に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月7日提出、ニセコ町長、片山健也。

23ページをご覧いただきたいと思います。下のほうの提案理由でございます。マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストアなどに設置されている多機能端末機から住民票、印鑑証明書などを交付できることとなったことにより各証明書等手数料の見直しなどをするため、本条例を提出するというところでございます。

別冊の新旧対照表の27ページをご覧いただきたいと思います。別冊にしております新旧対照表、

こちらの27ページ、これが議案第4号の中身でございます。今回コンビニ交付等のできる住民票、それから住民票の除票、戸籍の付票及びこれらに変更のないことの証明手数料並びにこれらの閲覧手数料について、左の現行に対し、左が現行の内容でございますが、これに対し右欄の改正後のとおり手数料の増額改正を行っておるということでございます。それについてが27ページに載ってございました。

それでは、議案の本体の23ページにお戻りいただき、こちらの中ほど、この条例の附則でございますが、この条例は、令和5年4月1日から施行するというところでございます。

最後に、23ページ下のこの条例改正に関する町民参加の状況でございますけれども、こちらも令和5年2月15日から28日まで条例に関する案を公表いたしました。特に意見はございませんでした。

議案第4号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第12、議案第5号 ニセコ町介護予防及び生活支援事業条例の一部を改正する条例でございます。

24ページでございます。議案第5号 ニセコ町介護予防及び生活支援事業条例の一部を改正する条例。

ニセコ町介護予防及び生活支援事業条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月7日提出、ニセコ町長、片山健也。

26ページにお進みいただいて、提案理由でございます。介護予防と生活支援事業を行うための手数料について適切にサービスを提供するための利用者費用負担の観点から引上げを実施するという、そのために本条例を提出するというものでございます。

新旧対照表でいきますと、次のページの28ページでございます。ちょっとこちらもお覧いただきながらと思います。新旧対照表の28ページでございます。現行の左欄をまずご覧いただきたいと思っております。28ページの左欄です。第5条第2項第3号、第3号というのは(3)というところですが、こちらですが、1食につき200円の手数料、これが右欄、300円に変更しております。これは、在宅の高齢者への食事の提供を行う配食サービスのことでございます。

次に、第5号は身体に障害がある、または高齢夫婦世帯の住宅周辺除雪、除雪サービス手数料の改定ということでございます。

その下の第6号は、収入が基準以下の高齢者1人世帯の同じく除雪サービス手数料の改定になります。

同じ28ページですが、右欄、中ほどの附則2及び29ページに続く3については、これら世帯の激変を緩和するための段階的料金改定の記載ということになります。

この条例は、施行期日は令和5年4月1日からの施行ということでございます。

最後に、議案本体の26ページ下でございますが、この条例の改正に関する町民参加の状況でございますけれども、令和4年11月28日から12月2日までこの条例案を公表し、特に意見はございませんでした。

議案の第5号に関する説明は以上でございます。

日程第13、議案第6号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

28ページです。議案第6号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月7日提出、ニセコ町長、片山健也。

30ページをご覧いただきたいと存じます。30ページの下でございます。国民健康保険税について国の制度改正に合わせて負担の適正化を図るため、当該保険税の賦課限度額の引上げ及び軽減所得枠の拡大を行う必要があるということ、また本町では令和12年度より国民健康保険税、こちらの水準が全道で統一されることを見据えて、北海道が示す標準保険税、この率に準拠した算定方法に加入者の負担感が過度に増大しない範囲で段階的に進めてきたというところでございます。このたび加入者が大きな負担感を伴わずに移行するめどが立ったことにより標準保険税率へ完全移行する算定に改めるため、本条例を提出するというものでございます。

改正内容につきましては、別にお配りしている第2回ニセコ町議会定例会説明資料、1枚物でございます。これの裏面、右上に資料1と書いている資料でございます。こちらで説明をさせていただきます。よろしいでしょうか。ちなみに、新旧対照表でいくと29ページから37ページになります。こちらで説明をさせていただきます。ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要ということでございまして、まとめてございますが、主な改正内容でございますが、第3条の所得割額ですとか、それから新旧対照表でいくと30ページになりますが、ちょっとご覧いただかなくても結構ですが、第5条の均等割額の変更ですとか、ニセコ町の独自改正を行ってございます。改正の背景につきましては、(2)の主な内容にまとめてございます。この主な内容ですが、先ほどちょっとダブるところがありますが、北海道が示す標準的な保険税水準に合わせた算定方式に完全移行いたしました。国民健康保険事業は、平成30年度より市町村個別の運営から都道府県ごとの運営となりました。それに伴い、北海道では令和12年度をめどに市町村間の保険料水準の統一を目指しています。本町でも平成29年度より賦課方法を標準的な水準に合わせながら、被保険者の皆さんに負担額が大きく変わらないよう段階的に資産割の割合を下げるなどの改正を続けてまいりました。これにより令和5年度から北海道が示す税率に合わせても被保険者の皆さんの負担が大きく変わらないということを確認したため、このたび北海道が示す税率に完全に合わせた賦課方式とするための改正を行うということでございます。

次に、2つ目でございますが、課税限度額の引上げということでございますが、主な改正内容ということで以下の区分で課税限度額を合計で3万円とありますけれども、2万円に引き下げるということで、国民健康保険税の課税限度額が年額102万円から104万円となるということでございます。

それから、3つ目でございますが、軽減対象枠の拡大ということでございますけれども、主な内容については均等割と平等割を軽減する所得基準が下記の表のとおり拡大され、一定の所得がある中間層の負担軽減が図られるということになります。この表については、ご覧いただきたいと存じます。

それから、議案の本体の29ページにお戻りいただきたいと存じます。29ページでございます。ただいまご説明した内容を29ページから30ページの改正内容に反映してございます。

議案本体の30ページ、こちらの中段、上のほう、附則の第1項においてこの施行日を、それから第2項において適用区分をそれぞれ規定をしてございます。

最後に、この条例改正に関する町民参加について、令和5年2月13日から27日まで条例案を公表し、1件のご意見を寄せていただきました。なお、寄せられたご意見の回答につきましては3月1日からニセコ町公式ホームページで公表しているという状況でございます。

議案の第6号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第14、議案第7号 ニセコ町印鑑条例の一部を改正する条例でございます。

32ページでございます。議案第7号 ニセコ町印鑑条例の一部を改正する条例。

ニセコ町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月7日提出、ニセコ町長、片山健也。

33ページをご覧ください。下のほうでございます。提案理由でございますが、マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストアなどに設置されている多機能端末から印鑑証明書の交付をするために所要の改正を行うということでございます。

改正条例の本文をご覧くださいと存じます。33ページの改正条文の本文でございます。ニセコ町印鑑条例第13条の次に13条の2、これを加えるというもので、その内容は第1項でいわゆるコンビニでマイナンバーカードを使用し、多機能端末機から印鑑登録証明書の交付が受けられることを規定しているというものでございます。

それから、第2項におきましては、町長はこの手続があった場合は印鑑登録証明書を交付するものとするを規定し、コンビニでのこれらの交付を可能といたしました。

次の附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するとしております。

それから最後に、33ページ下でございますが、この条例改正に関する町民参加の状況でございますけれども、ニセコ町まちづくり基本条例第54条第1項第3号に該当し、住民参加の手続を要しないとしているところでございます。

議案第7号に関する説明は以上でございます。

引き続きまして、日程第15、議案第8号 令和4年度ニセコ町一般会計補正予算について説明をいたします。

別紙横長の議案のこちらのほうの1ページを、こちらお開きいただきたいと思っております。左上に議案第8号とあります。議案第8号 令和4年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和4年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,132万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億6,674万9,000円とする。

第2項……

(何事か声あり)

失礼しました。よろしいでしょうか。左上に議案第8号と書いている補正予算の資料でございます。

第1条の第2項、それから第2条、第3条については省略をさせていただきます。

令和5年3月7日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きいただきたいと思います。第1表、歳入歳出予算補正が2ページから3ページ、続きまして4ページ、こちらは第2表、繰越明許費でございます。最初に、6款農林水産業費の担い手確保経営強化支援事業、こちらは意欲的な取組をする担い手に農業用機械や設備の導入を支援する事業でございますが、3経営体に対し主に機械導入を補助するというもので、先月の臨時議会で2,420万3,000円を補正いたしました。昨今の半導体機器などの不足によりまして入荷が遅れることから、全額繰越しをいたします。次に、10款教育費の体育施設管理用車両購入事業、こちらは体育館除雪機、ホイールローダーでございますが、この購入でございますが、令和4年8月に契約したものの、同じく昨今の半導体機器等の不足によりまして入荷が遅れることから、こちらも全額を繰越しをいたしますということで第2表に載せてございます。

次に、5ページ、第3表、地方債補正でございます。1つ目の追加でございますが、公共土木施設単独災害復旧事業、こちらは昨年6月から8月の大雨による災害、主に道路でございますが、これに対し2,050万円の起債見込みとなったことから、追加するものでございます。その下、その他公共施設単独災害復旧事業は、8月の大雨で崩れた町営墓地地盤の復旧に際し270万円の起債見込みとなるということの追加でございます。その下、こちら変更でございますが、まず過疎地域持続的発展特別事業は過疎指定地域で活用できるソフト事業に対する起債となります。これについて1,500万円の起債枠が追加となったことから、変更後の限度額を5,410万円として起債を変更いたします。その下、臨時財政対策債、こちらは一般財源として当初4,500万円を見込んでおりましたが、1,080万円の減額交付となったことから、限度額を減額変更しております。

次に、6ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書でございますが、7ページを御覧いただき、今回の補正額、7ページでございますが、6,132万6,000円の内訳、こちらにつきましては国、道支出金が343万3,000円、地方債が3,820万円、その他が5,210万円、一般財源が3,240万7,000円の減額となります。

説明の都合上、歳出からご説明をいたします。15ページをお開きいただきたいと思います。歳出でございます。まず、2款1項1目1節の会計年度任用職員報酬12万5,000円でございますが、給与改定による不足額の補正ということでございます。8節の普通旅費43万4,000円、こちらはニセコ町職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴いまして、赴任してきた職員に対し移転等の費用を支給するに当たり、その旅費を補正するというものでございます。18節の広域連合負担金34万8,000円、こちらは広域連合の決算見込みによる負担金の増と。

その下、4目24節のふるさとづくり基金積立金3,300万円、当初見込み以上に寄附を受けたことによる増額分の積立ということでございます。

その次、6目18節の旅行者向けふるさと納税導入補助330万円は、旅行者向けふるさと納税、e旅納税の導入によるシステム構築等に係る費用について補助するというものでございます。

17目18節の北海道派遣職員負担金53万8,000円、こちらは派遣職員の負担金確定に基づく不足分の補正ということになります。

15ページ下、3項1目戸籍住民基本台帳費、こちらの16ページ、17節の事務用備品144万8,000円、マイナンバーカード関連や外国人転入者等の増加に伴い窓口が非常に混雑し、混乱を来し始めておりまして、事務処理を円滑に進めるため早急に窓口番号発行システム機器、これを導入するためという補正でございます。

それから、17ページ、3款1項1目19節の介護給付等給付費454万円、こちらは障害者自立支援給付費の支援対象者の増に伴う補正ということで、内訳はグループホームに新たに1人入所、それから就労継続支援B型に3人の利用が増えたということでございます。

その下、2目18節のニセコハイソデイサービスセンター設備更新等事業補助337万7,000円、ニセコ福祉会の除雪機は故障により修繕対応をしたところでございますが、修繕箇所以外の動作不良が発生し、負荷がかけられない状況ということでございまして、またこれまで製品の不足により新品購入は不可能な状況にありましたが、今回納入の見通しが立ったことによりまして早急に対応する必要があるというため購入に係る補助を行うということの補正でございます。

18ページでございます。4款1項2目22節、補助金等返還金391万1,000円、令和3年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金、こちらについて事業完了に伴う生産還付金の補正ということ、それから2項2目12節の羊蹄山麓地域一般廃棄物可燃ごみ処理業務委託料167万4,000円、こちらは経済活動、観光の部分でございますが、こちらの活性化に伴う可燃ごみ排出量の増加による委託料の補正ということでございます。

それから、19ページ、6款1項6目27節の農業集落排水事業特別会計繰出金240万円の減額、こちらは農業集落排水事業会計の歳入歳出均衡に伴い繰出金を減額補正するというものでございます。

それから、2項1目23節の地域林業会社出資金1,000万円、こちらは森林づくりの牽引、それから調整役となる会社を設立するに当たり、今後の運営等を加味し、必要となる資本金拠出のための補正でございます。当該会社は3月設立する予定でございますが、株主として町内林業家、それから森林資源の活用支援会社、それから地元経営コンサル、それから町、これらを株主として、町が50%以内の出資となるジョイントセクターとする予定でございます。

それから、20ページ、10款1項4目、財源内訳の変更ということでございます。

それから、5項1目幼児センター費、10節の燃料費55万円の計上、こちらはガス料金の値上げにより予算不足となることから、3月分の不足見込み、これを補正するというものでございます。22節の補助金等返還金44万7,000円、こちらは令和3年度子ども・子育て支援交付金返還金でございますが、当初新型コロナウイルス感染拡大により緊急的な一時預かり体制の確保事業等を見込んでおりましたが、実績がなかったということによりまして、差額分の返還でございます。

6項1目社会教育総務費、1節の会計年度任用職員報酬2万9,000円は、新型コロナウイルス鎮静化に伴い昨年度は中止した行事の実施に時間外勤務を要したことにより予算不足が生じた補正でございます。

21ページ、11款、これは財源内訳の変更ということでございます。

22ページ、こちらからは給与明細書でございますが、総務課及び教育委員会において会計年度任用職員報酬を補正したということで、報酬変更金額を記載しているというところでございます。

続きまして、歳入についてということで8ページをご覧いただきたいと思います。8ページ、11款1項1目1節の普通交付税8,655万5,000円、こちらについては令和4年度普通交付税について当初予算からの増加分2,542万7,000円及び追加交付分6,294万円、こちらのうち6,112万8,000円の合計8,655万5,000円を増額補正するというものです。なお、追加分6,294万円のうち181万2,000円は2月の臨時会で既に補正済みということでございます。

9ページ、15款1項1目1節の障害者給付費負担金227万円、こちらは障害者自立支援給付費の歳出予算増額に伴う国庫負担金の増額補正ということですので。

2項1目1節のマイナポイント事業費補助金1万5,000円は、マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限が令和4年12月末から令和5年2月末に延長されたことに伴い、補助基準額の増額改正があったことから、補助金額を増額するというものです。その下、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1万3,000円は、特定感染症検査等事業、緊急風疹抗体検査等事業ということでございますが、これが補助対象経費として本町の実績が見込まれることとなったことで補正をするというものです。

10ページでございます。16款1項1目1節の障害者給付費負担金113万5,000円、障害者自立支援給付の支出予算増に伴う道補助金の増額ということでございます。

11ページ、18款1項2目2節のふるさとづくり寄附金3,300万円、こちらは当初見込み以上に寄附を受けたことから、補正するというものでございます。その下、企業版ふるさとづくり寄附金910万円、こちらにつきましては企業から計8件の寄附の申出があり、当初予算を超える上振れ額を補正するというものでございます。充当事業は共感がつなぐ多様な連携による持続可能なまちづくり推進事業5件、それから持続可能なニセコ共生循環の森林づくり、これを実現する地域商社推進事業2件、それから教育ICT整備事業1件ということで充当する予定でございます。

それから、12ページでございます。19款1項9目1節の森林環境譲与税基金繰入金1,000万円、歳出でもご説明をしましたが、森林づくりの牽引、調整役となる会社を設立するに当たり、今後の運営等を加味し、必要となる資本金拠出のための補正ということですので。当該会社は3月設立とする予定ですが、繰り返しになります、株主として町内林業家、森林資源の活用支援会社、地元経営コンサル、町を株主として、町は50%以内の出資となるジョイントセクターとする予定ということでございます。

それから、13ページ、20款1項1目1節の前年度繰越金1億816万2,000円の減額、こちらは歳入歳出均衡を図るための補正でございます。

14ページ、22款1項7目1節の過疎地域持続的発展特別事業債1,500万円、こちらにつきましては過疎対策事業債のソフト事業分について1,500万円の追加配当がされる見込みとなったため、増額補正するというものです。

その下、8目1節の臨時財政対策債1,080万円の減額、これは令和4年度国の地方財政対策に伴う臨時財政対策債発行可能額の確定により歳入の減額補正をするということですので。



その下、9目2節の公共土木施設単独災害復旧事業債2,050万円は、令和4年6月28から29、7月20日、8月16、こちらの大雨により被災した箇所の復旧費について災害復旧事業債が充当できる見込みとなったことから、補正するというものです。その下、3節のその他公共施設災害復旧事業債270万円、こちらは令和4年8月16日の大雨、こちらにより被災した箇所の復旧費について事業債が充てられるという見込みとなったことからの補正でございます。

それから、飛んでいただきまして、23ページです。予算書の23ページに地方債の現在高の見込みに関する調書というのを掲載してございます。変更があったので、この掲載をしております。後ほどご覧いただきたいと思っております。

それから、本補正予算の各会計総括及び歳入歳出の内訳、補正予算の枠組み、これらについては別冊の補正予算資料ナンバー1にこちらもまとめてございますので、後ほどご覧いただきたいと。別冊の補正予算資料ナンバー1にまとめてございます。後ほどご覧ください。

議案の第8号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第16、議案第9号、令和4年度ニセコ町農業集落排水特別会計補正予算、こちらについて説明をいたします。

同じ資料の25ページをご覧いただきたいと存じます。議案第9号、令和4年度ニセコ町農業集落排水特別会計補正予算。

令和4年度ニセコ町の農業集落排水事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和5年3月7日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きいただきたいと思っております。第1表、歳入歳出予算補正の歳入を26ページに載せてございます。

続きまして、27ページの第2表、地方債補正でございますが、起債が充当できる見込みとなったことから、限度額を240万円増額変更しているというものでございます。

28ページ、29ページ、こちらをご覧いただきたいと思っております。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を記載させていただきます。

29ページでございますが、今回は一般財源を240万円減額し、地方債を240万円増額したという内容になってございます。

まず、歳入の30ページでございますが、歳入ですが、一般会計繰入金として240万円を減額し、次のページ、31ページにおきまして町債の農業集落排水事業債で240万円の増額を計上しております。これについては、昆布地区農業集落排水事業の負担金において蘭越町が主体となつて行う昆布地区終末処理場及び管路施設の機能強化対策事業、これに係る財源について辺地債と下水債を充当でき

る見込みとなったということから、補正するというものです。第1回で補正した単費の増額分について、当該事業債を充当するための増額補正ということになります。

歳出の32ページ、2款1項1目維持管理費について財源内訳のみ一般財源から地方債に240万円を振り替えるということです。

33ページ、地方債の現在高に関する調書でございますが、こちら後ほどご覧いただきたいと思えます。

こちら本編の補正の枠組み等は別冊の補正予算資料のナンバー1を後ほどご覧いただきたいと存じます。

議案第9号に関する説明は以上ということでございます。

○議長（猪狩一郎君） 説明を中止してください。

この際、2時40分まで休憩します。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時40分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を続けてください。

○副町長（山本契太君） 日程第17の新年度予算に入ります前に、申し訳ございませんが、訂正を1つさせていただきたいと存じます。

先ほど一番最初にご説明をした第2回ニセコ町議会定例会議案、一番最初の議案でございます。こちらの2ページでございますが、議案第1号の表紙の文言が記載誤りでございまして、これについては訂正をし、差し替えのものを明日お配り申し上げたいと存じますので、よろしくお願いたします。ちなみに、どのような形かと申しますと、議案の第1号でございますが、ニセコ町個人情報保護の保護に関するところ、それからニセコ町の個人情報保護条例の一部改正となっているところ、これらが間違いでございまして、正しくは見出しについてはニセコ町個人情報の保護に関する法律施行条例、保護保護となっておりますが、保護に関する施行条例と。それから、文章につきましてはニセコ町個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のとおり制定するものとするということで、それが正しいということでございまして、訂正したものを後ほど差し替えでお配りさせていただきたいと存じます。大変失礼をいたしました。

それでは、続きまして新年度予算のご説明に入ります。毎年大変長々のご説明することになりまして、大変恐縮ではございますが、ご容赦願いたいと存じます。それでは、日程第17、議案第10号 令和5年度ニセコ町一般会計予算についてご説明をいたします。

ニセコ町各会計予算の、こちらの厚い冊子の1ページをお開きいただきたいと存じます。議案第10号 令和5年度ニセコ町一般会計予算。

令和5年度ニセコ町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ54億500万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。  
(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8億円と定める。

令和5年3月7日提出、ニセコ町長、片山健也。

最初に、令和5年度の予算の全体像でございますけれども、別冊の冊子、予算に関する参考資料、こちらをご覧くださいと思います。予算に関する参考資料でございます。こちらのまず1ページをお開きいただきたいと存じます。令和5年度の各会計の予算総額は67億1,510万円、前年度比5億3,500万円の増額計上でございます。各会計の内容につきましては、後ほどご説明をいたします。次のページをお開きいただきたいと存じます。款別の予算比較、一般会計歳入を2ページに載せてございます。特徴としては、一番上、町税は、新型コロナ禍の悪影響から復調している経済状況を織り込み、対前年度比で約25%、1億8,352万8,000円の増収で計上しております。自主財源の合計、自主財源につきましてはこのページの左側の1款町税から始まりまして、1款、13款から14款、13款分担金及び負担金ですが、この13款、14款、それから17款から21款、1款、13、14、17、18、19、20、21、これらの合計が19億935万円ということで、全体に占める自主財源の割合は35.3%となりました。また、地方交付税は全体の42.1%を占める割合となっております。

歳出は、3ページの記載のとおりということで、4ページ以降には特別会計の予算を載せてございます。こちらは、後ほどご覧いただきたいと思います。

11ページから13ページにかけて、こちらは性質別予算の前年比較、それから14ページから16ページにかけて節別予算の前年比較、こちらを記載してございます。後ほどご覧いただきたいと思

います。37ページまでお進みいただきたいと思

います。後ろのほうでございますが、37ページが基金の状況でございます。一般会計の令和4年度見込みは記載のとおりでございます。公共施設整備基金のほか大きな取崩しは予定しておりません。令和5年度は積立額3,191万9,000円、取崩し額4億6,872万9,000円、こちらを計上してございます。今後の予算の執行におきましては、さらなる財源確保と経費の節減、効率的執行に努め、決算での基金繰入額の圧縮に努めてまいりたいと存じます。

それでは、令和5年度予算について款、項、目、節に沿って説明をしましてまいりたいと存じます。当初予算ということで全会計にまたがります。新しい事業、それから大きな増加というところで中心に説明をしましてまいりたいと思

予算書本体のまず2ページをご覧いただきたいと思います。まず、2ページは第1表、歳入歳出予算の歳入で、4ページまで続いております。

5ページ、6ページが歳出でございます。

7ページから9ページの第2表と第3表については飛ばしまして、10ページが歳入歳出予算事項別明細書の総括でございます。

それから、11ページの歳出合計の一番右下、一般財源、これが37億1,607万5,000円ということですが、予算合計額に対する割合は68.7%ということでございます。

それでは、説明の都合上、歳出からご説明をいたします。56ページをお開きいただきたいと思えます。56ページ、1款議会費の予算総額は4,358万9,000円、前年度比18万2,000円の増ということで計上しております。

58ページ、2款総務費ですが、1項1目の一般管理費では59ページになります。こちらの下段の13節、59ページ下段の13節の使用料及び賃借料の合計、こちらは536万1,000円、前年度比244万6,000円増でございますが、主な増加の要因は60ページ、上から4行目、昨年度導入いたしましたウェブ会議、その下、電子契約、その下、人事評価、その下、ペーパーレス会議、これらの各システムの使用料計上によるというものでございます。これが主な増加の要因でございます。60ページの下でございますが、14節、公共施設間通信線工事454万2,000円、現在一部施設で光ファイバーの規格が違うためシステム障害が発生するおそれがあることから、規格を統一させ、システム運用を安定化させるための工事費ということで計上しております。その下、公共施設防犯カメラ設置工事45万6,000円は、町民センターで車両にいたずらなどが発生しているため、消防庁舎側に設置する費用でございます。61ページ、上から3つ目、北海道自治体情報システム協議会負担金4,384万円、こちらは前年比160万6,000円増で、行政システムの維持、運用経費となっており、主に庶務管理システムの導入に伴う増額となっているところでございます。その6つほど下、中ほどでございますが、地域活性化起業人事業負担金1,000万円、中ほどの1,000万円のところでございます。こちらは今年度も引き続き株式会社CHINTAIからの出向に伴う費用ということでございまして、財源として特別交付税560万円を見込んでございます。

65ページまで進んでいただきまして、65ページ、5目文書広報費の65ページ、12節の下から2つ目、コミュニティFM予備送信所設置工事实施設業務委託料462万円、こちらについては災害発生時において放送局及び送信所が被災したときに情報を確実に提供できるよう予備送信所を役場内に設置するための設計を行うというものです。なお、工事は令和6年度を予定しているということでございます。

めぐりまして、その下、67ページ、6目企画費、67ページの下から2つ目、12節になりますが、ニセコ町総合計画策定業務委託料778万2,000円、現行の総合計画が令和5年度までとなっていることから、令和6年度から令和17年度の12年間を計画期間とする第6次総合計画を策定します。これらのニセコ町が目指す方向性をシンプルに分かりやすく伝える計画と。これからのですね。失礼しました。ニセコ町の方向性を分かりやすく伝える計画といたします。それから、続いて69ページ、下から7行目の18節にありますニセコ町地域公共交通活性化協議会運営事業補助935万4,000円でござ

います。69ページ、下から7行目、935万4,000円、こちらはニセコ町内における移動手段を確保するため地域公共交通計画を策定をいたします。関係法令に基づき法定協議会において策定するため、計画策定に係る費用を補助金として予算計上してございます。その下、国際交流推進協議会補助130万円、こちらは国際交流員の生活に必要な家電、洗濯機ですとかストーブですとか、こちらの老朽化に伴い今年度更新、それから修繕するという経費が、こちらを予算計上してございます。

同じページの下段、7目地域振興費、こちらについては70ページまで主に地域おこし協力隊と集落支援員の予算を計上し、全体で前年から898万1,000円の減額の1億4,756万8,000円を計上しております。財源は、特別交付税で措置をされます。地域おこし協力隊については30人分の予算を計上、それから集落支援員については中央倉庫群の配置1人分の人件費と住宅手当7人分の予算を計上しています。なお、集落支援員は町全体で7人の配置ということでございまして、6人分の人件費はこの後各所管課で計上するということになってございます。

70ページが一番下、8目自治創生費、全体で前年比591万5,000円増の7,451万3,000円の計上でございます。それから、71ページ下段、12節の委託料、こちらが一番上、ワーケーション事業実施業務委託料429万円、こちらは移住を検討している人向けに体験型ワーケーションプログラムを提供するというもので、また本町におけるテレワーク施設やワーケーションの取組を動画等でPRするため必要な費用を予算計上してございます。財源としてデジタル田園都市国家構想交付金、こちらを2分の1と見込んでおります。この先、ちょっとデジタル田園都市国家構想交付金がたくさん出ておりますので、デジ田交付金と呼ばせていただきたいと思っております。その下、持続可能なまちづくり推進支援業務委託料2,590万円、こちらは前年度比940万1,000円増で、株式会社ニセコまち、こちらを主体とした多様な連携、官民連携による環境対策、それから移住促進対策、EVを活用したシェアリングサービスなどを進めるため必要な予算を計上してございます。こちらも財源としてはデジ田交付金でございます。72ページ、上から2行目、移住定住支援業務委託料、前年比128万2,000円増の669万円、この増額は移住体験事業としてニセコ生活が体験できるツアープログラムやイベントの実施に必要な経費を新たに計上しているものでございます。財源として特別交付税2分の1が措置されるということでございます。17節の一般備品342万1,000円、これは中央倉庫群におけるテレワークの利用促進を図るためテレワークブースを設置し、他人の声や視線が気にならないテレワーク環境の整備を行うため、これに必要な備品購入を計上してございます。こちらも財源としてデジ田交付金を活用します。18節の4行目、地域公共交通最適化検討実証運行事業補助、前年度費417万7,000円増の1,675万3,000円、冬期にスキー場周辺と市街地を結ぶニセコ周遊バスを引き続き実証運行する経費でございます。今年度は、周遊バス利用促進、町内消費拡大クーポン事業を昨年を引き続き実施するとともに、グルメガイドブックの作成などに取り組みます。こちらも財源はデジ田交付金ということでございます。その下、ワーケーション促進モデル事業補助228万4,000円、ワーケーションの取組の一環としてプログラミング養成講座、合宿型ワーケーション事業を開催するという経費でございまして、これもデジ田交付金を活用します。

その下、9目財政管理費、こちらについては記載のとおりでございます。

以下、73ページからずっといつていただきまして、9ページ程度飛びますが、73ページから82ペ

ーじまで、82ページ、こちらの左で見ると19目地籍調査費、ここまでは記載のとおりということでございます。

その下、20目庁舎等整備費、12節の消防庁舎再整備業務支援委託料302万5,000円、それからその下、消防庁舎再整備実施設計策定業務委託料4,500万円、こちらは令和4年度の基本計画策定に続き消防新庁舎、防災倉庫並びに駐車場等を整備するための設計及び工事事業者選定等の支援を受けるための委託業務ということでございます。

83ページ、21目諸費、こちらは記載のとおりでございます。

22目新型コロナウイルス特別対策費の消耗品250万1,000円、これは引き続き消毒液、液体石けん、ハンドペーパーなどの消耗品購入費用として活用いたします。

2項徴税費、こちらの84ページ、下から2行目、12節委託料、こちらの固定資産土地路線価評価業務委託料145万円、これは3年に1度町内の路線価の見直しを不動産鑑定士に委託する費用でございます。今回は、現在造成中のニセコミライ街区の路線価も新規に設定する予定ということでございます。

85ページ下、3項戸籍住民基本台帳費の、86ページに進んでいただき、86ページ下の18節の1つ目、北海道自治体情報システム協議会負担金、前年度比335万4,000円増の1,767万6,000円、こちらはマイナンバーと戸籍データの連携に係るデータ修正及びシステム改修をするため戸籍システム改修負担金の増ということで計上しているものでございます。

87ページ、4項選挙費の中段下、87ページの4項選挙費の中段下、2目の知事道議会議員選挙費、こちらについては全体で107万8,000円増の514万4,000円を計上してございます。

それから、88ページ、3目の町議会議員選挙費、こちらについては全体で792万1,000円の計上でございます。

89ページ、中ほど、5項統計調査費、それから6項監査委員費について、こちらも記載のとおりでございます。

91ページ、3款1項1目社会福祉総務費、こちらの92ページに進んでいただき、12節の2つ目、障害者福祉計画策定業務委託料241万2,000円の新規計上、障害者基本法等に基づく市町村の計画策定が義務づけられているということから、令和6年度からの新規計画を策定をします。

それから、95ページまで進んでいただき、95ページの2目老人福祉費、こちらの96ページに進んでいただいて、12節、96ページの12節、下から3行目、高齢者保健福祉計画策定業務委託料168万8,000円、老人福祉法に基づく市町村の計画策定が義務づけられているということから、こちらも令和6年度から新規計画を策定するというものでございます。令和6年度からの新規計画を策定するというものでございます。97ページ、上から5行目、ニセコ町介護保険サービス推進体制最適化検討業務委託料前年比982万3,000円増の1,478万7,000円、こちらはニセコ福祉会の経営改善について令和4年度に実施した現状分析を踏まえ、令和5年度は改善に向けた取組を支援する委託業務を予算計上するというものでございます。

98ページ、中ほど、3目後期高齢者医療費及び99ページ、こちらの4目国民年金事務費、これは記載のとおりでございます。

99ページの中ほどの2項児童福祉費、こちらの1枚進んで100ページ、12節の2つ目、100ページ、12節の2つ目、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料154万円、こちらは現行の第2期子ども・子育て支援事業計画が令和6年度までとなっていることから、次期計画策定に向けた作業を令和5年、6年度と2か年にわたって取り組むこととしています。令和5年度は主に子育てに関する事業のニーズ調査を行います。その下、ファミリーサポートセンター運営業務委託料、前年度比129万4,000円増の493万6,000円、それと3つ下の18節のファミリーサポートセンター事業補助361万4,000円、これについてはファミリーサポートセンターの運営に係る経費で、令和5年度はサポーターの養成などを強化し、利用ニーズに対応していくということで予算計上しているところでございます。

100ページの一番下、2目児童福祉施設費、こちらは102ページまでにかけて記載のとおりということでございます。

103ページ、4款1項1目保健衛生総務費、18節の4つ目、俱知安厚生病院第2期整備費用負担事業負担金、こちらは前年度比5,737万9,000円増額の8,904万3,000円を計上してございます。同じく18節の下から2つ目、俱知安厚生病院救急医療等体制整備補助、前年比30万4,000円増の1,600万9,000円の計上、これは俱知安厚生病院の運営費、赤字補填として7町村の協定により総額2億円を俱知安町が7割、残りの3割を6町村において均等割3分の1、人口割3分の1、患者割3分の1の割合で負担をしておるといふ費用でございます。

103ページのこの一番下、2目予防費、こちらの105ページまでお進みいただいて、105ページ、一番下、中学生ピロリ菌検査業務委託料57万3,000円の新規計上、中学2、3年生の希望者を対象に行うピロリ菌検査の経費と陽性者の除菌治療に係る経費、これを計上してございます。それから、106ページ、中ほど、18節のその他負担金20万円、こちらの新規計上、これは町が行う各種検診を町民が受診した際に1,000円分の綺羅ポイントを付与する事業を実施するに当たり、機器の使用や綺羅カードの発行等、ニセコ町商工会へ支払う負担金ということでございます。その下、健康診査受診率向上補助25万円の新規計上、ただいまご説明した綺羅ポイント1,000円分掛ける200人分に係る費用、予算ということです。その下、出産子育て応援交付金450万円、こちらの新規計上、これは今年2月から事業を開始した妊娠及び出産時に5万円を給付するというもので、令和5年度90人分の予算を見てございます。

それから、107ページ、3目環境衛生費、こちらは108ページにかけて記載のとおりということでございます。

それから、108ページ、4目、下のほうですが、4目ニセコ斎場費、こちらの次のページ、109ページになりますが、12節の火葬業務委託料、前年比341万円増の528万5,000円、こちらは施設の維持管理及びサービス向上のため委託内容等の見直しをするというための予算計上になってございます。

109ページの5目保健師設置費、1節、会計年度任用職員報酬140万9,000円増の510万4,000円、保健師業務の増加に伴う会計年度の保健師職員増に係る費用ということでございます。

110ページ、7目環境対策費、こちらの次のページ、111ページ、12節委託料、この1つ目、再生

可能エネルギー電気導入基礎調査業務委託料778万9,000円、こちら公共施設等への太陽光パネルの設置導入に向け施設の基礎調査の収集、それから日射量調査、屋根、土地形状等の把握などの現地調査を行い、具体的な導入に必要な基礎調査とするための調査費用でございます。財源として北海道からの補助金2分の1を見込んでいます。その下、脱炭素アクションプラン計画策定業務委託料982万9,000円、平成25年度に環境モデル都市に選定され、温室効果ガス抑制のためのアクションプランを策定、令和5年度をもって第2期計画が終了となります。今後のCO<sub>2</sub>排出実質ゼロ、これを実現するため、これまでの環境モデル都市アクションプランと地球温暖化対策実行計画区域施策編、こちらの内容を盛り込んだ新たな計画を策定をいたします。計画期間は5年間、財源として北海道から2分の1を見込んでいます。その下、環境基本計画策定支援業務委託料、前年度比151万8,000円増の516万5,000円、ニセコ町環境基本条例に基づき令和14年度から環境基本計画を策定しておりますが、現行の第2期計画が令和5年度で終了するということから、第3次環境基本計画を策定する予算計上でございます。その2つ下、地方公共団体実行計画事務事業編強化事業委託料332万9,000円です。町では国の法律に基づき公共施設等の温室効果ガス排出量を削減するための計画を策定しております。第5次地球温暖化対策実行計画事務事業編、こちらが令和5年度で終了することから、新たな計画を策定する、その費用でございます。

112ページ、2項1目12節の一般廃棄物処理基本計画、災害廃棄物処理計画策定業務委託料432万7,000円の新規計上、こちらは現行の一般廃棄物処理基本計画が令和5年度までとなっており、次期計画策定及び新たな災害廃棄物処理計画を併せて策定するというものでございます。

113ページ、12節の2つ目、じん芥収集業務委託料、前年比405万9,000円増の8,197万2,000円、こちらを計上してございます。5つ下でございますが、羊蹄山麓地域一般廃棄物可燃ごみ処理業務委託料789万8,000円増の4,565万円、こちらの計上は可燃ごみ処理単価の増及び処理量の増加によるというものでございます。2つ下、一般廃棄物不燃粗大ごみ処理業務委託料251万9,000円増の842万2,000円の計上、こちらは不燃ごみ、粗大ごみ処理量のこちらも増加ということによる予算計上でございます。114ページ、18節の2つ目です。堆肥センター生ごみ下水道汚泥処理負担金154万2,000円増の711万9,000円の計上、これは処理単価の増によるというものでございます。

115ページ、5款労働費は記載のとおり、それから116ページ、6款農林水産業費は118ページまでお進みいただき、118ページ、12節の2つ目、農業振興地域整備計画策定委託料238万6,000円、この新規計上でございます。令和元年度に変更を行った整備計画が、こちらが見直し時期であり、令和6年度からの運用に当たり各種資料、図面等の更新やデータ化を依頼するための委託費ということでございます。その下、18節の119ページ、18節の裏の119ページ、上から2つ目、肥料価格高騰対策事業補助567万6,000円、この新規計上でございます。国では肥料コストの上昇分の7割を対象農業者に補助しますが、この7割の補助額の10%を町単独で上乗せするというための予算でございます。それから、3つ下、経営継承発展等支援事業補助200万円、こちらは農業基盤強化促進対策費、こちらを農業振興費へ事業統合したということによりましてここに新たに予算計上されておりますが、継続事業でございます。事業内容は、経営継承者が中心経営体へ進むのにさらなる事業展開を行うための取組を支援するという内容でございます。2つ下、農業次世代人材投資資金、こ



ちらは青年就農給付対象者への給付金として前年度比600万円増の1,875万円を計上してございます。本事業は一定条件の下、就農直後の新規就農者に交付金が交付されるもので、財源は全額北海道の補助金が充当されます。昨年度より新たに経営発展支援事業が加わり、新規参入予定者が適用になります。令和5年度は、継続分を含め夫婦就農4件を含む全6件分を見込んでございます。

その下、4目畜産業費、そこから123ページまで進んでいただき、そこまで、123ページまで記載のとおりでございます。

123ページ下、2項林業費、こちらの124ページまで進んでいただき、中ほど、124ページの中ほど、12節の持続可能なまちづくり推進支援業務委託料2,954万6,000円、こちらは地域資源である森林資源を活用するため町産材の製品のマーケティング、森と共に暮らす体験プログラムの提供及び森林づくりに必要な人材育成などを行う事業を委託するというものでございます。その下、ニセコ町森林ビジョン策定業務委託料490万6,000円、令和3年度に策定したニセコ町森林ビジョンの行動内容、スケジュール、行動主体などを定める実行計画、こちらの策定を委託するというものでございます。

125ページ、2目町有林造成費、12節の造林業務委託料、こちらではニセコ町字峠の森林6.6ヘクタール、こちらの皆伐を行い、その伐採跡地に新たに植栽を行う経費として1,025万4,000円の予算を計上してございます。あわせて、植栽箇所では野ネズミの被害を防止するため殺鼠剤散布の経費として12万2,000円の予算を計上していると、そういう内訳でございます。

126ページ、7款1項1目商工業振興費、8節の特別旅費30万5,000円、ニセコ町の慢性的な人手不足対策として令和5年度から検討を始める特定地域づくり事業協同組合制度、こちらによる人材派遣の仕組みづくりに向けた先進地の視察でございます。次に、18節の2つ目、商工業振興事業補助、前年度比458万8,000円増の2,326万9,000円、こちらはニセコ町商工会運営のための補助金で、増加の主な要因は商工会の令和4年度途中から記帳指導員の正職員雇用によるもの及び特定地域づくり事業協同組合制度、これを活用した人材派遣の仕組みづくりに係る経費、これを見込んだものとなっております。その4つ下、商工観光魅力アップ事業補助、新規計上の100万円、これは新たな中小企業支援策として複数の町内事業者が連携して行う地域の活性化や経済循環を拡大させるなどの新規ソフト事業に対してその一部を助成するというものです。

次に、127ページ、2目観光費、観光費全体で1億5,257万8,000円の計上、主に令和3年度に策定をいたしました観光振興ビジョンに基づき岩手県釜石市ほかと連携しながら、持続可能なリゾート地を目指す様々な取組として観光版SDGsと呼ばれるGSTC推進事業を実施しておることとございます。ちなみに、GSTCとは持続可能な観光の推進と持続可能な観光の国際基準をつくることを目的に2007年に発足した国連が認める非営利団体、これを示します。本町においても関係者などがこのGSTCが開発した国際基準を基に観光の質の高さと持続性を身につけていくべく取組をしていく予定でございます。では、このGSTCの補助事業関連予算に位置づけている項目をはじめ、観光関連予算について新規のものを中心にご説明をいたします。127ページ、1節報酬の3つ目、会計年度任用職員報酬263万8,000円、こちらは持続可能な観光地域づくりの旗振り役であるサステナビリティコーディネーターの業務拡大に伴い、そのサポート役として1名の雇用を見込んだものでございます。10節の4つ目、印刷製本費、前年度比122万5,000円増の161万円、これ

は主に昨年度は補正予算で対応したため、当初予算で組んでいなかった観光ガイドブック増刷を観光客の復活に伴い当初予算で見込んだものでございます。続きまして、128ページの12節の上から4つ目、ふるさと眺望点後継樹育成事業委託料93万5,000円、既に苫小牧の樹木医のもとで育成している後継樹が移植が妥当な大きさまで成長したことに伴い、有島記念公園やニセコ高校などの町有地へ移植する経費を見込んだものでございます。その下、着地型旅行整備事業委託料、前年比285万円増の1,276万円、こちらは令和4年度に引き続き着地型の旅行商品の造成実施や教育旅行、それからMICEの受入れを強化していき、併せてニセココレクションのデジタル化などの業務効率化の検討など観光協会に委託するというものです。その下、持続可能な観光指標モニタリング調査業務委託料、前年度比96万8,000円増の261万8,000円、令和3年度に策定した観光振興ビジョンにおいて、KPIと言っていますが、目標の一つに設定した観光事業に起因する環境負荷の客観的な数値について不足している部分を補完するための調査、これを令和4年度から継続して行うとともに、令和4年度に北海道の事業で実施した道の駅のAIカメラの実証試験、これを引き続き実施し、道の駅の入り込み数などの観光統計データの取得、それから負担軽減など道の駅の再整備後を見据えたAIカメラの有効性について検証を進めるというものでございます。130ページ、下から3行目、持続可能な観光モデル市町村協議会負担金300万円、令和4年度に引き続きGSTC関連事業を参加8団体で連携して実施するため負担金を拠出するというものです。その下、持続可能な観光国際基準管理団体加盟負担金28万円、この新規計上は先ほど説明したGSTCに加盟するための年会費でございます。続きまして、持続可能な観光地域づくりの取組を進める地域として世界における認知度や露出度を高め、情報収集やネットワークを構築していくというものでございます。その下、GSTCから離れますが、地域活性化起業人事業負担金、前年度比80万円増の3,000万円、これは令和4年度で執行期間が終了した観光協会事務局長、それと旅行マネジャー、この後任及びANAから出向いただいております商工観光課参事の3名、これを計上しているというものでございます。前任の旅行マネジャーの負担金が920万円だったというため、新規の負担額が増加することを見据えて、増額計上しているというものでございます。131ページ、一番上、試験受験負担28万円、これも新規計上でございます。持続可能な観光の国際認証機関であるグリーンDESTINATIONS、こちらの表彰へのエントリー費用でございます。ニセコ町は同認証機関から世界の持続可能な観光地100選、これに2年連続で選出されており、この受賞を一つのきっかけとして昨年10月に観光庁長官表彰を受けております。国内外におけるさらなる認知度の向上のため、表彰についてもステップアップしたブロンズ賞へのチャレンジをするというものでございます。3つ下、観光振興事業補助、前年度比300万円増の400万円、増加分の300万円に関しては民間企業と連携した音楽イベントの開催に係る経費を助成するというもので、財源は同企業から寄附金及び北海道の補助金を視野に実施するというものでございます。その下、地域づくり支援事業補助500万円の新規計上、昨年度夏期に倶知安観光協会とニセコリゾート観光協会が連携して実施運行したスカイバスニセコ、これについて昨年6月議会において補正予算計上させていただいたものですが、本年度は運行範囲をアンヌプリスキー場エリアなどに拡大運行を見据えて100万円増額し、計上しているというものでございます。3つ下、持続可能な観光地域づくり推進事業補助、前年度比858万9,000円増の1,544万4,000円、昨年度計上したサス

テナビリティコーディネーター事業補助金の項目の名称を変更し、持続可能な観光地域づくり推進事業に対する補助金として計上しました。その内訳は、コーディネーターの人件費、それから活動費に加えて、観光事業者に対する観光庁などの国庫補助金の取りまとめ、観光事業者による認証制度の勉強会など、またそれに伴う観光協会の体制支援など観光協会に対し支援すると、補助するというものでございます。

3目消費行政推進費の132ページ、13節、自動車借り上げ料68万6,000円、これはようてい地域消費生活相談窓口運営協議会において消費生活相談員の巡回相談用の公用車が経年劣化により車検時に高額の修繕費用が見込まれることから、協議会構成団体において協議し、リースによる公用車を更新するという事になったものでございます。

続きまして、133ページ、8款、下段の2項道路橋梁費、1目の、134ページにお進みいただき、134ページ、12節、道路台帳修正委託料122万5,000円、この新規計上は道路工事により道路形状が変わったものを2年に1回修正するという業務でございます。

2目道路維持費、こちらの135ページ中ほど、14節の3行目、道路交通安全施設補修工事310万2,000円、こちらの新規計上は町道藻岩下線の転落防止柵補修工事でございます。その2つ下、林道小花井線のり面改修工事、前年度比5,197万5,000円増の7,925万5,000円は、林道ののり面を簡易吹きつけ工法により改修、改善するというための費用でございます。財源として農村漁村地域整備交付金、それから辺地債、こちらを充当いたします。

それから、3目除雪対策費、12節、町道等除雪委託料、前年度比1,776万8,000円増の1億7,515万6,000円、こちらの計上、増額の主な要因は町道駅前西3号線歩道の除雪や新庁舎の除雪などの除雪箇所が増えたこと、それから機械損料、人件費並びに燃料代の値上げということがあります。136ページでございます。こちらの上、18節の生活道路除雪費補助、前年比361万3,000円増の861万9,000円、こちらは8件ほど補助する箇所が増えたということでございます。

4目道路新設改良費、12節の町道役場前通歩道整備実施設計業務委託料3,204万5,000円、こちら歩道の拡幅、それから老朽化対策、消防庁舎の計画に併せた実施設計となります。14節の町道等改良工事、前年度比965万3,000円増の3,795万4,000円は町道元町4線通舗装工事でございます。この町道元町4線通ですが、ビュープラザから近藤小学校に向かう道道、これを左折すると上田コンクリート、そこを左折せずに右に行く道路、これが町道元町4線通でございます。

それから、137ページ、4項公園費、1目14節の公園施設等修繕工事、前年度比200万1,000円増の380万2,000円、こちらは桜ヶ丘公園進入路の擁壁補修工事と団地内公園の遊具の補修でございます。

同じページの下、5項都市計画費の次のページ、138ページ、12節の準都市計画区域内道路台帳作成業務委託料139万7,000円、こちらの新規計上、準都市計画区域内における開発に伴う道路台帳の修正作業の業務ということでございます。

139ページ、7項住宅費の、140ページまで進んでいただき、中ほど、14節工事請負費の公営住宅営繕工事、前年度比71万4,000円増の308万円の計上、これは望洋団地外部化粧木撤去工事242万円、それから富士見団地2号棟車庫配水工事66万円が内訳でございます。

それから、2目住宅建設費、12節の公営住宅複合改善工事監理業務委託料、これにつきましては中央団地5号棟の長寿命化型複合改善工事、それから監理業務委託料の114万4,000円、それから2つ下、14節の公営住宅複合改善工事、こちらについては、こちら中央団地5号棟長寿命化複合改善工事の1億3,200万円の計上ということでございます。

それから、3目住環境整備費、18節の負担金補助及び交付金の合計、前年度費600万円増の1,900万円、こちらにつきましてはニセコ町住宅省エネルギー改修促進事業補助100万円、それからニセコ町環境負荷低減モデル集合住宅整備事業補助として1,800万円、こちらを計上してございます。

142ページ、9款1項1目18節の羊蹄山ろく消防組合負担金、前年度比838万1,000円増の1億8,465万3,000円は、主にニセコミライの防火水槽更新工事、これによる増加ということでございます。

それでは、別冊で羊蹄山ろく消防組合消防署ニセコ支署予算明細書（ニセコ町用）と記載された資料がございまして、こちらでございます。こちらでまずご説明をさせていただきます。令和5年度羊蹄山ろく消防組合消防署ニセコ支署予算明細書（ニセコ町用）でございます。おめくりいただきまして、1ページ、2ページ、歳入歳出を総括している表でございます。1ページの一番上、ニセコ町負担金と書いたところが本町の負担額となります。

3ページをお開きいただきたいと思います。一番左、上から2つ目、ニセコ支署費1億3,810万4,000円の計上でございます。それから、4ページの右の説明欄、下から2つ目、22節、備荒資金組合防火衣譲渡事業償還金127万4,000円、こちらは令和4年度から元利償還が開始される防火衣の関係でございますが、これに伴い126万1,000円の増額計上でございます。

それから、5ページ、ニセコ支署施設費、14節の防火水槽新設工事、先ほどもお話ししました1,444万3,000円、こちらはニセコミライ敷地に設置する防火水槽の費用ということでございます。

また、羊蹄山ろく消防組合の経費負担明細書に係る資料も別に用意してございますので、こちらについては後ほどご覧いただきたいと思います。

予算書の本体にお戻りいただき、143ページ、10款教育費でございますが、こちら144ページまでお進みいただき、144ページの後段、22節、教育委員会公用車譲渡事業償還金3,000円でございますが、教育委員会に配置しておりますハイエースが購入後16年、走行距離14万キロを超えており、近年故障も多く、児童生徒も乗車するということから、更新をすることといたしました。更新に当たり備荒資金を活用する計画でございまして、今年度はその利子分のみ計上するというので3,000円となっております。

145ページ、中ほど上、12節の教職員住宅等再整備構想作成委託業務266万2,000円、こちらの新規計上は教育委員会で管理している教職員住宅33戸ありまして、その場所も町内各地に点在しております。今後の教職員の住宅の管理戸数や配置計画を総合的に考える必要があるということから、委託料を計上し、教職員住宅の再整備構想を作成するというものでございます。

4目教育諸費、1節の会計年度任用職員報酬、前年度260万円増の3,091万円、こちらは前年同様に外国語指導助手2名、専門知識を持って一貫教育などに携わるスクールコーディネーター1名、ICT支援員1名のほか、各学校の普通学級で教育支援に当たる特別支援講師を1名増すと。増

して5名、これらの計上をしたというものでございます。同じく教育諸費の147ページまで進んでいただきまして、147ページ中ほど、14節の公共施設防犯カメラ設置工事152万5,000円、こちらの新規計上はニセコ小学校、近藤小学校に防犯カメラ各2台設置する費用でございます。

148ページ下、2項小学校費、150ページまでお進みいただき、150ページの下、14節のニセコ小学校営繕工事262万9,000円、こちらの新規計上は児童玄関屋根が経年劣化により雨漏りがあり、防水工事を行うというもの、またグラウンドの側溝が排水されないためグラウンド周辺の側溝修繕を行うというものでございます。また、その他営繕工事ではニセコ小学校と近藤小学校において教職員の働き方改革の一環として時間外の電話に対応する音声応答装置、これを設置するというものでございます。

それから、153ページまでお進みいただき、上から4行目、14節のニセコ中学校営繕工事、前年度比128万1,000円増の260万5,000円、古くなった職員室の床のカーペットタイルの貼り替えということ、それから屋根の排水ドレーンが詰まり、防水機能が落ちているということから、その修繕の費用でございます。

154ページ、4項高等学校費、これは155ページまでお進みいただき、上から4行目、12節、その他業務委託料385万円、これの新規計上は現在検討を進めているニセコ高校の魅力化と併せて老朽化したニセコ高校の寮を新たに建設するための基本計画策定のための経費でございます。

それから、同じページの2目高等学校管理費、こちらは157ページまでお進みいただき、157ページの上まで記載のとおり、157ページ、3目教育振興費、これについては1節の会計年度任用職員報酬、前年度318万9,000円増の980万5,000円、これにつきましてはこれまでフルタイムの会計年度任用職員を配置していた実習助手について、令和5年度からパートタイム会計年度任用職員として採用するに当たり、フルタイムでは総務課で予算計上しておりますが、パートタイムの場合は担当課で予算計上するというためでここについているということでございます。同じページの下から2行目、17節の一般備品、前年度費123万4,000円増の132万1,000円、学習用パーティション、遠隔連携授業用カメラ、ラベンダースプレー、これらを制作するための蒸留装置等の購入費がこの予算でございます。

158ページ、4目寄宿舎管理費、159ページまで進んでいただき、記載のとおりでございます。

それから、159ページから5項幼児センター費まで、159ページの5項幼児センター費でございますが、ごめんなさい、これ160ページの11節まで行っていただき、役務費のごみ処理手数料12万8,000円があると思います。役務費の下から3つ目、小さい費用でございますが、12万8,000円、このうち6万円、それからちょっと後で戻りますが、162ページ、17節の備品購入費の一般備品、こちらには19万6,000円というのがありまして、この19万6,000円のうちの9万円、この2つについては幼児センターにおける使用済おむつのごみ処理費用やごみ収集日までの一時保管庫、この購入費用ということでございます。これまで使用済おむつは保護者に持ち帰りをお願いしておりましたが、衛生面や保護者、保育士の負担軽減するという点から園で処理するという変更をしたというものでございます。それから、お戻りいただきまして、161ページ、一番下の14節公共施設防犯カメラ設置工事61万6,000円の新規計上、これは幼児センター玄関に防犯対策のカメラを設置するというもので

ございます。

162ページ、6項社会教育費、1目社会教育総務費、これは164ページまで進んでいただいて、18節の青少年交流事業補助、前年比172万5,000円増の260万9,000円、これは鹿児島県薩摩川内市への少年の翼セミナーの費用ということでございます。

165ページ、2目有島記念館費、こちらは1枚おめくりいただきまして、166ページの12節、中ほど、曾我地区歴史本作成業務委託料85万円増の150万円、これまでの取材や調査で得られた成果を印刷用のデータにデザインし、印刷製本し、年度末頃に刊行予定ということでこの歴史本を作成するという費用でございます。

167ページは記載のとおり、168ページ、3目学習交流センター費は169ページにかけて記載のとおりでございます、同じ169ページの下の方、7項保健体育費、1目保健体育総務費、これについては1枚おめくりいただき170ページ、一番下、13節のスキーリフト使用料、これはリフト代単価増などにより前年度比105万3,000円増の591万9,000円の計上となっております。

171ページ下段の2目体育施設費、これは次のページにかけて記載のとおりでございます。

同じく172ページの下段、3目給食センター費、こちらの173ページまでお進みいただき、173ページ、一番上の消耗品、前年度比754万円増の1,042万6,000円の計上、これについては全学校で使用する給食用食器及びトレーの入替えを行うほか、給食センターで使用する衛生用品、調理機器の交換部品、調理用衣服などの購入を行うというものでございます。それから、174ページ、14節の給食センター営繕工事、前年度比146万3,000円増の228万8,000円、給食センターのエアコン設備の部品交換工事でございます。その下、17節の一般備品、前年度比2,044万3,000円増の2,098万2,000円、故障が多い調理機器のうち食器、食缶、トレー洗浄機1台及び電気回転釜2台、これを入れ替えるほか、ニセコ高校で使用する給食用配膳保管コンテナ2台、これを購入するという費用でございます。

175ページ、4目総合体育館費、1枚おめくりいただき、14節の総合体育館営繕工事、前年度比364万7,000円増の664万4,000円、これは体育館の屋根の塗装工事でございます。その下、17節の体育施設用備品、前年度比174万円増の191万円、これはスキー用のポールやスポーツ大会のスタートゲートなどの購入費ということでございます。

それから、5目運動公園費では、177ページまでお進みいただき、14節、運動公園フェンス修繕費479万6,000円の新規計上、パークゴルフ場と道道岩内洞爺線との境界にあるフェンスの修繕でございます。その下、その他営繕工事194万7,000円の新規計上は、運動公園管理棟2階バルコニーの防水修繕工事ということでございます。

続きまして、178ページ、11款災害復旧費は記載のとおり、179ページ、12款公債費、1項1目22節の町債償還元金は1,167万8,000円減の6億6,183万2,000円の計上、この減額は公営住宅建設事業債等の減額によるというものです。以下、大きな変更はございません。

180ページ、13款予備費は、前年同額。

次に、7ページを御覧いただきたいと存じます。2表、債務負担行為でございます、7ページ、先ほど飛ばしましたところですが、7ページ、2表、債務負担行為、1つ目、消防庁舎再整備施設設計策定業務委託料、こちらについては令和6年度から2年間、右に記載している金額をもって債

債務負担行為を設定をいたします。次に、可燃ごみ処理業務、こちらは令和6年度から、これも2年間、処理を委託する可燃ごみ1トン当たり5万円以内として、それぞれの年度の限度額について債務負担行為を設定します。最後に、教育委員会公用車、これについては先ほどもご説明いたしましたが、北海道備荒資金組合の仕組みを活用し、令和6年から9年の4年間、右に記載している金額を限度として債務負担行為を設定し、車を買換えるということです。この関係ですが、後ほどご覧いただきたいと思いますが、予算書の195ページにこれまで設定した債務負担行為を含めて執行状況、今後の見込みを記載してございます。195ページでございます。これは、後ほどご覧いただきたいと存じます。

それから、こちら後ほど御覧いただきたいと存じますが、182ページから193ページにおきましては給与費の明細書、こちらを細かく載せてございます。182ページから193ページでございます。

それから、これまでご説明した予算のうち主要工事施工箇所、これについては、大きく補足資料と書いた資料がございまして、これでございます。補足資料、この書いた資料の2ページ、それから3ページに特別会計分も含めて主要工事については載せてございます。これも後ほどご確認いただければと存じます。

それでは、続きまして歳入に入りますので、14ページにお進みいただきたいと存じます。先ほど失礼しました。12ページをお願いいたします。歳入の12ページ、まずは町税でございます。町税の予算は12、13ページに記載してございますが、詳細についてまず52ページから54ページ、こちらをご覧いただきたいと存じます。52ページ、令和5年度町税収入見込額と書いたページ、52ページから54ページでございますが、これを見ながら説明いたします。令和5年度の町税の収入見込額、こちらを記載してございますが、左から、税目、現年課税分、滞納繰越し分、そして最終的な収入見込額、この合計を記載した表となっております。まず、上段の町民税について、個人町民税の小計の行をご覧いただきたいと存じます。ここでは、新型コロナ禍からの観光需要の回復をはじめとした経済の復調を織り込みまして、収入額で対前年度比5,756万7,000円増の2億2,000万円を計上しております。なお、予算計上における徴収率は98%を見込んでいるということです。滞納繰越し分はこれまでの収納対策より滞納額が圧縮されたことから、対前年比20万円減の50万円を計上、現年、滞納繰越し合わせた個人町民税の収入見込額では前年度比5,736万7,000円増の2億2,050万円を計上しております。その下、法人町民税についても個人町民税と同様、昨今の実績を踏まえた経済の復調を織り込み、現年課税分収入見込額で対前年比1,478万9,000円の増の5,000万円を計上してございます。こちらは、徴収率100%で見込んでございます。また、滞納繰越し分を含めた法人町民税の総額は、前年比1,478万9,000円増の5,000万1,000円、こちらを計上してございます。なお、個人、法人を合わせた町民税全体では、滞納繰越し分を含めて2億7,050万1,000円の収入を見込んでおります。

次に、固定資産税でございますが、非木造の中規模施設を含む新規建設が堅調に伸びているため、現年分収入額では前年比8,058万3,000円増の5億4,800万円の計上をしております。また、予算計上における徴収率は、個人町民税と同様98%で見込んでおります。滞納繰越し分は、例年どおり50万円を計上しております。これにより現年分と滞納繰越し分を合わせた令和5年度の固定資産税収入

見込額は、前年費8,058万3,000円増の5億4,850万円となり、交付金を加えた一番右下、5億4,858万7,000円を固定資産税の総額として計上をしております。なお、このたび初めて固定資産税のみ5億円を超える予算計上となりました。

次に、53ページ、軽自動車税でございます。軽自動車税について、収入は現年徴収率97.94%と見込み、前年度比75万8,000円増の1,573万5,000円で計上、またこれに滞納繰越し分と環境性能割を加えた軽自動車税の総額は1,622万2,000円を見込んでおります。なお、種別割において車両の区分ごとの課税台数など、詳しくは54ページのとおりでございます。

引き続き53ページでございますが、町たばこ税につきましては、実績に伴う販売本数の減少などを踏まえ、前年度比75万5,000円減の3,185万5,000円を見込んでおります。

入湯税は、新たな入湯税徴収施設も増えたことなどから、対前年比で倍以上の増、3,065万円増となる5,500万円、これを計上しております。ただし、施設の人手不足などにより本町の施設規模を満たす入り込みにはまだ時間がかかると見込まれ、5年度の計上額は近年のピークとなる令和元年度決算額の6割強の税収にとどまるということになってございます。

町税全体の収入見込額は、表の一番下、中ほど、現年度分9億2,116万3,000円と滞納繰越し分100万2,000円、合わせて前年度比1億8,352万8,000円増の9億2,216万5,000円、対前年度比で25%近い大幅な増額ということで計上しております。

予算書の14ページにお戻りいただきたいと思えます。14ページ以降につきましても前年実績及び今後の収入見込みに基づく計上として、2款地方譲与税、それから15ページの3款利子割交付金について記載のとおりでございます。

それから、16ページ、4款配当割交付金、17ページ、5款株式等譲渡所得割交付金、これも記載のとおり。

18ページ、6款法人事業税交付金、それから19ページ、7款、地方消費税の交付金、これも記載のとおりでございます。

20ページ、8款、ゴルフ場利用税、それから21ページ、9款環境性能割交付金、これも記載のとおり。

22ページ、10款地方特例交付金、これも記載のとおり。

23ページ、11款地方交付税、こちらの普通交付税19億6,500万円、こちらは地方財政計画に基づく算定により1,500万円の減、特別交付税3億1,000万円、こちらは指定避難所の修繕や地方創生推進交付金の活用による算定額の増加を見込み、2,000万円の減額として予算計上しているというところでございます。

24ページ、12款交通安全対策特別交付金は記載のとおり。

25ページ、13款分担金及び負担金、こちらも記載のとおり。

26ページ、14款使用料及び手数料、1項4目2節の住宅使用料、こちらにつきましては全体で1億1,059万円の計上です。入居者の所得等を見込んで前年比590万4,000円減額の計上となっております。

それから、25ページ、5目教育使用料は記載のとおり。



その下、2項手数料の、28ページまで進んでいただき、28ページ、3目1節のごみ処理手数料、これは前年比748万5,000円増の3,248万2,000円、こちらを計上、これはごみ処理量の増加によるというものでございます。

30ページまでお進みいただき、15款国庫支出金、2項1目1節のこのページの下から3行目、社会保障・税番号制度システム整備費補助金、前年度比241万9,000円増の444万1,000円の計上でございます。これは、マイナンバーと戸籍連動のためのシステム改修費の補助ということです。その下、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）5,607万6,000円、これについてはローカルスマート交通深化・展開事業、それから持続可能な観光地域づくりモデル市町村形成事業、それからニセコ共生循環の森林づくり地域商社推進事業、それから共感がつなぐ多様な連携による持続可能なまちづくり推進事業、これらへの2分の1の補助ということで歳入しております。その下、デジタル基盤改革支援補助210万6,000円、これは地方公共団体情報システム標準化、共通化に係る事業に伴うものでございます。31ページ、こちらの一番上、デジタル田園都市国家構想交付金、デジ田交付金でございますが、443万1,000円はニセコワーケーション促進事業への補助ということでございます。

中ほど、3目1節、この節の一番下、出産子育て応援給付金334万7,000円、こちらは面談をしつつ妊娠、出産時にそれぞれ5万円を給付する事業の国補助分ということでございます。

それから、4目1節の農村漁村地域整備交付金、前年度比2,284万5,000円増の3,758万7,000円、これは林道小花井線のり面の吹きつけ工事に伴う歳入、その下2節の社会資本整備総合交付金、前年度比5,513万4,000円増の6,846万4,000円、こちらの計上でございます。内訳は公営住宅中央団地5号棟、それから長寿命化型複合改善工事5,940万円、それから公営住宅、これも中央団地5号棟の長寿命化型複合改善工事監理委託業務51万4,000円、それからニセコ町住宅省エネルギー改修促進補助45万円、それからニセコ町環境負荷低減モデル集合住宅整備事業補助810万円、これらの内訳となっております。

その下、5目教育費国庫補助金から32ページ中ほど、3項委託金の3目農林水産業費委託金まで、これまでは記載のとおりということでございます。

それから、33ページ、16款道支出金、1枚めぐりまして34ページ下段、34ページの下段、農林水産業費道補助金、1節、下から2行目、農業次世代人材投資資金、前年度比600万円増の1,875万円、こちらについては先ほどもご説明しましたが、継続分4件、825万円と新規対象者2件分の300万円、経営発展支援事業分750万円、これらを併せて計上しているということでございます。35ページ、上から4行目、町有林事業補助、前年比230万円増の755万円、こちらは造林事業委託料、こちらへの補助ということで68%の補助ということでございます。ここで計上しています。

5目1節商工費補助金の北海道市町村振興補助金150万円、こちらは民間企業と連携した音楽イベントの開催に係る経費の財源として想定をしております。

このページの下、3項1目、36ページまでお進みいただき、36ページの4節、こちらの3項委託金、1目総務費委託金、4節の知事道議会議員選挙事務委託金、これは前年度比107万8,000円増の514万4,000円、本年4月22日に任期満了となる北海道知事選及び4月29日に満了となる道議会議員

選挙の執行に係る事務委託金でございます。

37ページ、17款財産収入、こちらは39ページにかけて記載のとおりでございます。

40ページ、このページの下から2行目、40ページの下から2行目、ふるさとづくり寄附金、こちらは前年同額の3,000万円を計上してございます。その下、企業版ふるさとづくり寄附金、前年度比200万円減の440万円、これは現時点において企業から寄附が予定されている分について当初予算で計上をしております。

それから、41ページ、19款繰入金については新規事業及び重点事業の実施、それから老朽化に伴う設備の更新や子育て支援の充実など将来を見据えた社会的投資に対し財政調整基金繰入金が前年度比3,000万円増の2億2,000万円、それから中ほど、公共施設整備等基金繰入金、これが前年度比1,800万円減の1億2,200万円、それからその下、地域福祉基金繰入金760万円増の3,760万2,000円、これらを計上してございます。

その下、ふるさとづくり基金繰入金、前年度比3,450万円増の8,150万円を計上、内訳は寄附の返礼などの運用に係る経費として1,630万円、地域林業会社の運営委託費1,240万円、建設ガイドライン策定経費550万円、このほか生活環境改善、教育、子育て支援などへの充当を予定してございます。

このページ一番下、8目森林環境譲与税基金繰入金、42ページまでお進みいただき、1節、460万円を計上してございます。これは、策定済みのニセコ町森林ビジョン、こちらの実行計画を策定する委託料への充当でございます。

それから、43ページ、20款繰越金の一番下、前年度繰越金は前年同額の5,000万円を計上してございます。

44ページ、21款諸収入、こちらは49ページまでお進みいただいて、49ページの下から7行目、観光協会派遣職員負担金300万円、こちらについては企業からの出向派遣職員について観光協会でも一部負担をしていただくというための歳入でございます。このページ一番下、26節の北海道後期高齢者医療広域連合職員派遣負担金516万円、このページ一番下でございます。516万円、これは新規計上です。当該広域連合については、全道179市町村で構成され、後期高齢者医療制度の運営を行う特別地方公共団体でございます。北海道職員や構成市町村から派遣された職員が事務を担っておりますが、新年度から2年間、本町の主事の職員1名、これを派遣するため広域連合から負担金を受け取るということになってございます。

それから、50ページ、22款町債、それから消防庁舎再整備事業債、ここから51ページ下の臨時財政対策債まで、全体で前年度比3,780万円増の4億590万円を計上してございます。

次に、8ページをお開きいただきまして、8ページから9ページにかけて地方債であります、今ほど歳入の22款でもご説明をいたしました町債の関係、起債の限度額等を記載してございます。後ほどご覧いただきたいと存じます。

それから、ページが飛びますが、国保会計の手前でございますけれども、196ページ、こちらを御覧いただきたいと思っております。地方債の残高に関する調書でございます。196ページでございます。一番下の合計の右から3つ目、本年度において令和4年度予算からの繰越予定額、これを含む4億1,210万円、これを借り入れ、右から2つ目、既存の元金6億6,183万1,000円を償還することとして

おりまして、地方債残高は2億4,973万1,000円減の65億6,555万6,000円、これを予定してございます。

議案の第10号 令和5年度ニセコ町一般会計予算に関する提案理由の説明は以上でございます。

続きまして、日程第18、議案第11号 令和5年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計予算について説明をいたします。

議案の1ページをお開きください。国保会計の1ページでございます。議案第11号 令和5年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計予算。

令和5年度ニセコ町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億900万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年3月7日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きいただきたいと思います。第1表、歳入歳出予算から4ページ、歳入歳出予算事項別明細書総括の歳入まで記載のとおりでございます。

5ページ、歳出を御覧ください。5年度予算額2億900万円の財源は、その他財源、繰入金などでございますが、その他財源が6,458万3,000円、一般財源が1億4,441万7,000円の構成となっております。

歳出から説明をいたします。12ページをお開きください。12ページ、1款総務費、こちらについては前年度比300万円減の2億639万4,000円、こちらを計上してございます。

1項1目11節の手数料16万5,000円は、国保連とのデータ連携に使用するパソコンとプリンター各2台分の更新に伴う保守手数料でございます。その下、17節のコンピューター機器備品83万4,000円は、ただいま説明したパソコンとプリンター、周辺機器の購入費、その下、2目18節の広域連合負担金は2億394万8,000円を計上してございます。

18ページから19ページは、給与費の明細書でございます。後ほどご覧ください。

それでは、6ページの歳入をご覧いただきたいと思います。歳入について、6ページ、1款国民健康保険税については、国の制度に合わせて賦課徴収限度2万円を増額としたり、それから軽減所得判定額を拡大したりしたほか、令和5年度より北海道が示す標準税率に完全に準拠した方法で算出をしております。1目の一般被保険者国民健康保険税は前年度比681万円減の1億4,436万3,000円の計上となります。

7ページ、2款財産収入、こちらについては記載のとおり。

8ページ、3款1項1目1節の一般会計繰入金は、右欄に記載の5つの繰入金を合わせ、前年度比25万5,000円増の5,860万2,000円を計上しております。

その下、2項1目1節の国民健康保険基金繰入金は、会計の収支均衡を図るため355万5,000円の増の598万円を計上してございます。

9ページ、それから10ページの諸収入、これは記載のとおりでございます。

令和5年度の国保の特別会計予算に関する提案理由の説明は以上でございます。

それから、日程第19、議案第12号 令和5年度……

○議長（猪狩一郎君） 説明を中止してください。

◎延会の議決

○議長（猪狩一郎君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

◎延会の宣告

○議長（猪狩一郎君） 本日はこれにて延長します。

なお、明日3月8日の議事日程は当日配付します。

本日はご苦労さまでした。

延会 午後 4時12分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 猪 狩 一 郎 (原本自署)

署 名 議 員 高 瀬 浩 樹 (原本自署)

署 名 議 員 榊 原 龍 弥 (原本自署)